

平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日（火）

於・石垣記念ホール（三会堂ビル 9 階）

第 3 0 回

日本海・九州西広域漁業調整委員会

議事録

1. 日時：平成29年11月28日（火） 13：00～16：06

2. 場所：石垣記念ホール（三会堂ビル9階）

3. 出席委員

【会長】

学識経験者 橋本 明彦

【都道府県互選委員】

北海道	濱野 勝男
青森県	角田 順一
秋田県	大竹 敦
山形県	加藤 栄
新潟県	本間 勉
石川県	志幸 松栄
福井県	小林 利幸
京都府	岡田 政義
兵庫県	眞野 豊
鳥取県	板倉 高司
島根県	中東 達夫
山口県	中島 均
福岡県	本田 清一郎
佐賀県	杠 学
長崎県	高平 真二
熊本県	福田 靖
鹿児島	甲山 博明
沖縄県	藤田 喜久

【農林水産大臣選任委員】

漁業者代表 森脇 寛

漁業者代表	金子	岩久
漁業者代表	濱田	憲志
漁業者代表	伊藤	保夫
漁業者代表	藤田	博英
漁業者代表	川越	一男
漁業者代表	濱村	尚登
学識経験者	清野	聡子
学識経験者	安成	椰子

4. 議 題

(1) 広域資源管理の取組状況について

- 1 部会における取組
- 2 トラフグ
- 3 日本海沖合におけるベニズワイガニ
- 4 日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マイワシ

(2) 太平洋クロマグロの資源管理について

(3) 平成30年度資源管理関係予算について

(4) その他

13時00分 開会

○事務局（竹越） それでは定刻となりましたので、ただいまから第30回日本海・九州西広域漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、海区互選委員のうち富山県の大西委員、大臣選任委員のうち藤田委員が事情やむを得ずご欠席でございます。

委員定足数29名のうち、定足数である過半数を満たす27名のご出席を賜っておりますので、漁業法第114条で準用いたします同法第101条の規定に基づき、本委員会は成立していることをご報告いたします。

それでは橋本会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○橋本会長 皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、委員の皆様におかれましては、当委員会にご出席をいただきましてありがとうございます。

本日、水産庁から、私の右隣から長谷長官、藤田企画課長、黒萩漁業調整課長さん、それから、中管理課長さんも若干遅れておりますが、来られる予定です。それから、廣野指導監督室長さん、左手の久保寺資源管理推進室長さん、また、国立研究開発法人水産研究・教育機構から日本海区水産研究所の上原資源管理部長さん、瀬戸内海区水産研究所の小畑資源生産部長さん、西海区水産研究所の永澤資源海洋部長さんを初め多数の方に出席をいただいております。

それでは議事に入ります前に、水産庁の長谷長官から一言ご挨拶をいただきたいと思います。

○長谷長官 皆さん、こんにちは。委員会の開催に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

まず、委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中ご出席いただきましてありがとうございます。長年この委員会に出席させていただいておりましたけれども、長官として出席する日が来るとは夢にも思っていなかったというようなことでございますが、引き続きよろしくお願いいたしますと思います。

さて、本年4月に、水産基本法に基づく新たな水産基本計画が閣議決定されております。計画では、資源管理を高度化することがうたわれております。高度化といった場合、さまざまなことが思い浮かぶと思いますけれども、我が国周辺水域の周りをぐるりと外国漁船が操業するようになった今日、多くの資源は、これら関係国との協調・協力なくしては管理できません。

1つの例を申し上げれば、太平洋側の話になりますけれども、この秋、サンマの不漁がニュースとなっております。サンマにつきましては、2年前に北太平洋漁業委員会という国際委員会を設立いたしまして、その中で、中国や台湾などの遠洋漁業国の漁船隻数を凍結することが本年合意できました。しかしながら、極めて大型で戦闘力のあるこれら外国漁船が操業する中で、サンマ資源を適切に管理していこうとすれば、漁船隻数の制限だけでは十分でないということは皆さんにもご理解いただけるんじゃないかというふうに思っております。このため、国としては今後、それぞれの国別の割当量を合意すべくさらに努力していくこととしております。今年7月の会議でもそういう提案をしたんですけれども、今回は合意には至らなかったということなのですが、今後も努力してまいります。

この例が示しますように、国際的な合意により資源管理を進める場合は、漁獲量管理を中心にすることが必要だというふうに考えております。国際社会に対しまして説得力のある資源調査・評価を行い、仲間づくりをしながら管理措置を提案していく方向で施策を進

めていきたいというふうに考えております。

もう一つ外国関連の話題としては、今年は大和堆における北朝鮮漁船の操業についても極めて多くの報道がなされております。今日現在も水産庁は海上保安庁とともに日本漁船の操業確保のために、これら漁船に対して放水等による追い出しに注力をしているところであります。

北朝鮮については、ミサイルの問題もございます。ミサイルについては、そもそも撃たせないということが根本の対応だということでありますけれども、水産庁としてできることとして、情報伝達のさらなる迅速化について予算要求をしているということも付け加えさせていただきます。

さて、本日の会議ですけれども、トラフグやベニズワイガニ、そしてマアジ、マサバ、マイワシといった広域資源の管理の取組ですとか、それからクロマグロの資源管理につきまして私どもからご説明させていただき、ご議論をいただきたいというふうに考えております。

特に、クロマグロの管理についてでございますけれども、本年6月までの第2管理期間は、国全体として333トンの超過となりまして、超過した分は第3管理期間から差し引きしたり、地域によっては分割で差し引いたり大変厳しい対応をしていただいております。こうした中で、今期においてもクロマグロの来遊が続いており、先日には皆さんも報道等で既に聞かれていると思いますけれども、北海道の定置漁業でクロマグロの大量漁獲がありました。現在のクロマグロの管理は平成27年から始めたもので、実に多くの方々から、この委員会でもさまざまな意見があったものの、管理は大事だし必要、という共通認識の下でクロマグロを漁獲する全ての漁業者が一丸となって取り組んできたつもりであります。管理期間も3回目を迎えた今期にこうした事態が起きたことに指導力不足を痛感するとともに、残念な思いでいっぱいでございます。

また、これも残念な話でありますけれども、広域漁業調整委員会の委員会指示に基づく承認を持たずに操業を行う事例がいまだに報告されております。これらの詳細につきましても、今日、委員会の中で報告させていただきたいと思っております。

毎度申し上げてきたことですが、クロマグロの数量管理はさまざまな漁法で漁獲し、同一の操業で多数の魚種が獲れることの多い我が国漁業にとって相性が悪いものだと思いますが、長年の懸案であるクロマグロの資源回復を、先ほども申しましたような国際協調の中で漁獲量管理により取り組むことはどうしても避けて通れない道だというふうに考えております。このため、第2・第3管理期間で試験実施してきたクロマグロ型TACの本格導入についても、平成30年1月よりまき網等の沖合漁業から開始して、沿岸漁業は平成30年7月からということで予定しております。引き続きクロマグロ型TACの導入に向けまして国の基本計画、都道府県の管理計画づくりなどの準備も進め、取組への支援策の取りまとめとともに、資源管理法による資源管理体制をつくり上げていきたいというふうに考えております。

国際的なルールの交渉に目を移しますと、本年9月に、釜山でのWCPFC北小委員会で合意された増枠の可能性が明るい兆しとして見えております。しかし、その一方で、漁獲枠を超過いたしますと、国際的な非難が高まるのみならず、この増枠の可能性が減少するばかりか漁獲枠の減少につながりかねないといった危機感を持っております。このような事態を避けるためにも、総漁獲枠の遵守に向けた全関係者による一層の取組が必要であ

ることをどうかご理解いただきたいと思います。

なお、この資源の保存管理措置案、今申し上げました措置案については、12月3日日曜日からフィリピンのマニラで開かれるWCPCの年次会合においての採択を目指すこととしております。

以上、本日も大変盛りだくさんの内容でございますけれども、委員の皆様方におかれましては、ぜひ活発なご意見をいただきまして、我々といたしましても、いただいたご意見を踏まえた形で資源の回復と管理になお一層努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日はよろしくお願いいたします。

○橋本会長 長谷長官、どうもありがとうございました。

次に、配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

○事務局（竹越） それでは、お手元にお配りしております資料ですが、議事次第、委員名簿、配席図、出席者名簿の両面になっているホチキス止めが1冊。それから、分厚い資料で、資料1から最後が資料6までになっている分厚い両面のカラー印刷のものでございます。過不足等ございましたら、その都度おっしゃっていただければ新しいものにお取り替えしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○橋本会長 続きまして、議事に入ります前に、新任委員の方のご紹介をさせていただきますと思います。

本年は、ご承知のとおり都道府県互選委員の改選がございましたので、本委員会において4名の委員さんが交代されております。新たに就任されました委員さんにつきまして、北から順にご紹介をさせていただきますので、ご挨拶と一言ございましたらよろしくお願いいたしたいと思います。

まず、福井県の小林利幸委員さんでございます。

○小林委員 ただいまご紹介いただきました福井の小林でございます。どうか今後ともよろしくお願いいたします。

○橋本会長 続きまして、山口県の中島 均委員さんでございます。

○中島委員 どうぞよろしくお願いいたします。

○橋本会長 続きまして、長崎県の高平真二委員さんでございます。

○高平委員 高平です。よろしくお願いします。

○橋本会長 最後に、沖縄県の藤田喜久委員さんでございます。

○藤田（喜）委員 藤田です。よろしくお願いします。

○橋本会長 新任の委員の皆様、ありがとうございました。これからよろしくお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきますが、最初に、後日まとめられます本日の委員会の議事録署名人を選出しておく必要がございます。これにつきましては、本委員会の事務規程第12条により、会長の私からご指名をさせていただくこととなっておりますので、毎度僭越ではございますが、指名をさせていただきたいと思います。

都道府県互選委員からは福岡県の本田委員さん、農林水産大臣の選任委員からは濱田委員さん、以上のお二方に本日の委員会に係る議事録署名人をお願いしたいと思います。お二人の委員さん、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ってまいりたいと思います。

議事次第の（1）広域資源管理の取組状況に入りたいと思います。

まず、議題（１）の１でございますが、部会における取組状況について、事務局よりご説明をしたいと思います。事務局、よろしくお願いいたします。

○事務局（竹越） 事務局です。

それでは、お手元の資料１－１でございます。

昨日から部会を開催いたしました。昨日１時半より日本海北部会ということで、スケトウダラやマガレイ、ハタハタについて、それから同じく昨日の３時から日本海西部会ということでアカガレイやズワイガニ、また本日１０時半からは九州西部会ということでガザミやトラフグ、マチ類について審議いたしました。いずれも水研センターさんから科学的な資源評価のご説明をいただきまして、そして事務局より資源管理の取組状況についてご報告いたしました。内容的には、種々、委員の皆さんから活発にご意見いただきましたけれども、いずれにしても、資源管理を引き続きしっかり取り組んでいくことで確認をいたしましたので、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○橋本会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして、次の議題（１）の２でございますが、トラフグについて、まず国立研究開発法人水産研究・教育機構瀬戸内海区水産研究所の小畑資源生産部長さんから、資源の状況についてまずご説明をいただき、続きまして、事務局より広域資源管理の取組について説明いたします。その後、このトラフグについて一括して質疑等をお受けしたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、小畑部長さん、よろしくお願いいたします。

○小畑部長 それでは、それでは、３ページの資料１－２－１についてご説明をいたします。座って説明いたします。

平成29年度資源評価報告書（ダイジェスト版）というのに基づいてご説明をいたします。

簡単に説明いたしますが、このトラフグは、日本海・東シナ海・瀬戸内海系群ということで、そこに図がありますけれども、非常に広い系群というふうになっております。

本系群の漁獲の動向なんですけれども、その下のところの左側に漁獲量の推移という棒グラフがございます。トラフグの漁獲量は2002年以降しか把握できておりません。基本的に農林統計のほうはフグ類となっておりますので、資源評価も含めて2002年以降のものを使っているということです。2002年以降で申し上げますと減少傾向で、2002年が356トンだったのが、2016年は189トンということとなっております。

その横の図なんですけれども、長期的なデータとしては、下関の唐戸魚市場の取扱量というものがございまして、これを参考としております。これにつきましては、過去には非常に多く取り扱っていたものも、国内産あるいは外海産を含めて取扱量が多かったときもあるんですけれども、1997年以降につきましては100トンから300トンぐらいの低水準で推移して、2016年は90トンということでした。

次に、資源評価のほうに移りますけれども、先ほど、2002年以降の漁獲量ということをお申し上げしましたが、この漁獲量を調査に基づいて、年齢別の漁獲尾数というものに分解して、それをコホート解析という手法によって資源量を推定しております。

次の４ページのところにございますけれども、一番上の左側の図の藍色の丸が資源量の

推移ということになっております。資源量は、2006年の漁期の1,007トンというのがこれまでで一番多くて、それ以降減少傾向で、2016年は580トンということでした。

その横の図のところで、親魚量というのでも載せておりますけれども、こちらとも藍色の丸のグラフですけれども、これにつきましても、最初は比較的横ばいだったんですけれども、2013年以降減少傾向にありまして、2016年は246トンとなっています。

その下のグラフは再生産成功率、要するに、親魚1キロ当たりどのぐらいの0歳魚の加入発生があったのかというものを計算したものなんですけれども、これについては全体的に2006年以降は低下傾向ということとなっております。

こういった資源評価で、本年度は資源量自体、去年のものが無いので分からないんですけれども、資源評価に当たって年齢別の漁獲の重量というものを少し精度高く見直した結果、昨年のもよりは全体的に下方修正ということになっております。

それで、資源の水準と動向ですけれども、これにつきましては、右の真ん中のグラフです、下関の唐戸魚市場の内海産の取扱量というものを指標としております。一番上に突き出た2本のものがありますけど、これを除いたうちの一番上から三等分をして、下から順に低位、中位、高位というふうに判断をしております。本年度につきましては低位で、動向につきましては、左上の資源量のほうの動向を見ております。これは、もう減少傾向ということですので減少ということで、本年度の評価としては、低位で減少ということとなっております。

それと、一番左側の下のグラフを見ていただくと、ここに天然の加入尾数と放流魚の割合というのが出ていますけれども、全体的に加入尾数、要するに、0歳魚の尾数というのは全体的に減少傾向であって、放流につきましては、特に赤い部分ですけれども、直近2年、少し減少傾向にある感じがありまして、種苗放流の効果の低下が少し懸念されるところであります。

管理方策なんですけれども、2016年漁期に960トンに資源量を回復させるという目標を、平成27年度のトラフグ資源管理検討会議で了承されておりますので、それを管理目標として2008年もABC、生物学的の漁獲量というのを算定しております。それによりますと、下の表の下側のLimitというところの一番左の図のところのF値、要するに、漁獲努力量を、そのためには約4割程度削減させる必要があるのではないかという結果となっております。

これには現状の漁獲と人工種苗放流が継続された場合ということなので、資源管理目標の達成は困難なので、漁獲努力量だけを削減させるということになると、その程度が必要であろうということです。

最初に説明したとおり、天然の加入も若干減っていますし、種苗放流の効果ももしかしたら落ちているかもしれませんので、より厳しい将来の予測ということになっておりますので、そういったところの改善とか、あと、最初に申し上げたように、非常に広く分布する種で、それぞれの地で、それぞれのいろいろな漁業で獲られているということもありますので、各地での、それぞれできる限りの保護というのは資源回復には有効であろうというふうに考えております。

以上です。

○橋本会長　ありがとうございました。

引き続きまして、トラフグの広域資源管理の状況について、事務局から説明をいたしま

す。

○事務局（竹越） それでは、お手元の資料 1-2-2 の 7 ページからでございます。

先週の月曜日に長崎県におきましてトラフグの全国会議ということで、第 4 回の会議を開催いたしました。その際に、関係府県の 20 府県の皆さんにお集まりいただいてトラフグの資源管理について話し合った結果を踏まえましてご説明をさせていただきます。

1 ページおめくりいただいて 8 ページ目でございますけれども、これは、水産研究機構の小畑部長からもございましたとおり、資源状況のところにありますので割愛はいたしますが、ちょっとポイントになるところだけ申しますと、2 番のトラフグの成長ですけれども、前回の委員会でもご報告いたしましたけれども、雄が 2 歳、雌が 3 歳から成熟するということで、この資料では 40 センチより小さいものを未成魚、いわゆる小型魚、40 センチより大きいものを成魚として扱っていることを踏まえていただければと思います。

そうしますと、9 ページの下のところの 4 のところに、トラフグの年齢別漁獲状況についてというのがあります。

赤色が 0 歳魚、1 歳魚でオレンジ、緑が 2 歳魚になっております。いずれにしても、0 歳と 1 歳で 6 割以上、漁獲尾数ベースでございますけれども、漁獲されている。先ほど 40 センチ上下で 2、3 歳ぐらいで成熟する、しないというご説明を申し上げましたけれども、それからいたしますと未成熟魚の漁獲が多いという形になっております。ただ、この系群は非常に広い範囲で獲られておりますので、帯グラフの上のほうにグラフがありますけれども、青色が有明海で赤色が瀬戸内海、緑が日本海・東シナ海という形で各海域で獲られている魚種のサイズが異なっているというのがポイントになっております。0 歳、1 歳に限定いたしますと、ある特定海域だけが管理ということにもなりますので、この辺は各漁業者の皆さん、資源が回復することで生まれる利益を享受される漁業者の皆さん一人一人に何らかの我慢の取組というのをお願いしているという状況でございます。

10 ページへ行きますと資源状況で、こちらは水産研究・教育機構からございましたので、いずれにしても、資源は減っているということでございます。

それから、11 ページの下のほうに当歳魚、いわゆるその年の 0 歳魚の状況のグラフが青い折れ線で載っております。

毎年生まれている 0 歳魚ですけれども、平均すると 39 万尾でございますけれども、平成 28 年は 17 万尾ということで、これまでの中でも最も低くなっております。2015 年、一昨年の若干増えたので、卓越まではいかないんですけれども、やや前後の年に比べて多く生まれたときに発生したこの資源を、どのように大事にして親にしていけるかがポイントになるであろうかというのが、全国会議での話題となっております。

おめくりいただきまして 12 ページに、将来予想が載っております。

上のほうの 8 番のスライドのほうが現在の漁獲、取組を継続した場合で今後どうなるかというのを水研センターのほうに予想していただいております。

そうしますと、2026 年のほうには、下のほうの青い線ですけれども、今 189 トンの漁獲量がやはり 200 トンを割り込んで 100 トンに近いぐらいまで落ちるというのが予想されておりますので、こうならないように、少なくとも現状の漁獲量というのを維持できるような形で取組を進めてまいりたい。

具体的にいきますと、9 番の下の方のスライドになりますけれども、0 歳 - 1 歳の漁獲圧、この赤い線になりますけれども、2 割ぐらいで漁獲量であります漁獲圧です。です

から、針数ですとか休漁という形になりますけれども、この0歳－1歳を2割削減して何とか資源量が維持されるという予想が出ておりますので、瀬戸内海、九州、東シナ海全ての皆さんと資源管理の取組を一層推進していきたいというふうに考えております。

イメージといたしましては、13ページの下のほうでございます。

赤いものが未成魚で、緑が成魚ですから、この赤い部分の漁獲圧を減らして成魚のほうに持っていくということを考えております。

14ページのほうにまいりまして上のほうであります。

先ほど来申し上げておりますけれども、それぞれの海域でそれぞれのサイズを獲る漁師さんがいらっしゃる。当歳魚を沿岸が獲られる方、それから外海の沖合のほうで大きいサイズを獲られる方、それから、また産卵に戻ってきた成魚、親魚を漁獲する漁業者さん、それぞれ異なる方がやっておりますので、1人がやっていれば、どこかを我慢してということが出来るんですけれども、それぞれ違う方がやっていらっしゃるというのがポイントになりますので、この部分で皆さんで一致団結してやっていくという形で考えております。

また、12番、13番のところになりますけれども、当初、2015年の当時に、このトラフグの管理の目標というのを定めておりました。そのときは2015年のデータを基にやったんですけれども、13番のスライドですが、目標値960トンです。資源管理目標についての左側になりますけれども、当初目標960トンということでやっておりましたけれども、先ほど水産研究・教育機構からございましたとおり、全体的に資源量？資源評価？の精度を上げるということで、詳しくは0歳魚の体重組成のところを非常に、月ごとに太り具合が0歳魚の成長過程というのは大きいものですから、そちらに見合った形に直され、非常に資源評価の精度を上げたということで、数値のほうが大分変わっております。ただ、傾向としては余り変わっておりませんので、数字を新しいものに置きかえますと、右側の資源評価更新後の目標案ということで、現状の資源量が580トンと評価されておりますので、2017年、今回の資源評価におけます2007年から2016年の平均資源量を用いて840トンという形に目標を置きかえております。ただ、これは目標値を下げたとか下げないとかそういう議論ではなく、あくまでも科学データが変わったために置きかわったものというふうに捉えていただければと思います。いずれにしましても、資源管理の取組をしっかりしていかなければいけないということでございます。

15ページの下のほうは、トラフグ資源管理の今年一年間の検討の経緯を16ページにかけてまとめております。

それから、16ページの下のほうでございますけれども、各地域でどんな取組を県ごと、あるいは浜ごとにしているのかというのをまとめております。

昨年は取組がない地域が41ありましたが、今年は25に減りまして、取組がある地域というのは58から74に増えております。ただ、増えておりますけれども、さらなる取組の検討・改善が必要な地域が16で、現行の取組の継続・徹底という地域が58になっておりますので、この辺の部分にさらに改善の余地がないか、あるいは取組がない地域について漁獲量の兼ね合いもございまして、どんな取組ができるかというのを細かく地道に改善を図っていきたいというふうに考えております。

17ページの資料に関しましては、0歳魚が、卓越とまではいかななくても多く生まれたときに手をこまねくのではなく、そのときのものを我慢して親魚にしていくという意味で、緊急ルールというのを検討しております。

下のほう、平成28年度漁期での緊急対応ということで、特に外海の地域におきまして、本委員会指示として、全長30センチ以下の小型魚の再放流というのをやっておりますので、またこの辺の取組につきまして、発動の基準等々科学的なデータをいただきながら、緊急対応のほうを「緊急ルール」に変えられるよう瀬戸内海、外海、九州、有明、全て揃った形になるようしっかり検討を進めていきたいと思っております。

18ページの上のほうは、種苗放流のご報告という形になっております。

適地・最適サイズの放流ということで、170万尾を目標に継続をいたしております。

それから下のほうが、買取り再放流ということで、瀬戸内海のところで8月に、毎年1,000尾ぐらいを目標に買い取りをして、水研機構で一時飼育をしていただいて再放流をしているんですが、今年は未成魚の買い取りが329尾ということで、また標識再放流ができたのも37尾と、やや平均体長が大きいような気がいたしますけれども、ちょっと少ないんですけれども、やっております。こうした地道な取組も継続させていただきたいと思えます。

また、水産庁ホームページには「とらふぐの部屋」というのもホームページに載せておりますので、いろいろなこういった情報が皆さんにお届けできるようにと思っております。

それから、20、21ページは、先ほど申した地域ごと、浜ごとにどんな取組をやっているか、もしくは漁獲量がどうなっているのか、漁法はどうなっているのかというのを一覧にしております。全国会議でも共有いたしておりますけれども、こうしたものを一つ一つ丁寧に検証しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○橋本会長 ありがとうございます。水研のほうからトラフグの資源の状況について、事務局のほうから広域資源管理の取組の状況についての報告がございました。

ただいまの説明について、資源状況でも取組状況でも構いませんが、ご質問、ご意見等があれば伺いたいと思います。何かございますでしょうか。よろしいですか。

このトラフグについては、午前中に行われた九州西部会のほうでも資源の説明、取組状況の説明がございました。特に現在委員会でのご質問等がなければ、次の議題に進めてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○橋本会長 それでは、続きまして、その次の議題(1)の3でございますが、日本海沖合海域におけるベニズワイガニについて、まず国立研究開発法人水産研究・教育機構日本海区水産研究所の上原資源管理部長さんから資源の状況について説明をいただき、続いて、事務局より広域資源の管理の取組について説明をいたします。両者からの説明が終わった後、一括して質疑をお受けしたいと思えます。

それでは、まず日本海区水研の上原部長さん、よろしくお願いいたします。

○上原部長 日本海区水産研究所の上原です。

お手元の資料の23ページ、資料番号1-3-1をごらんください。

ベニズワイの日本海系群ですけれども、ベニズワイガニは日本海の深海域に広く生息しております。

漁業の特徴としましては、甲羅の幅が90ミリを超える雄だけをかご網で漁獲をしております。青森県から兵庫県の地先における県知事許可漁業と、兵庫県から島根県の地先と沖合漁場における大臣許可漁業、この2つの形態があります。このうち大臣許可漁業につき

ましては、2007年9月より、境港の水揚げ船を対象に、また2010年9月からは、兵庫県船も加えて全船に個別割当制が導入されて、漁獲上限が規定されている状況でございます。

漁獲の動向ですけれども、次のページの上の図をごらんください。積み上げの棒グラフが漁獲量になっております。

日本海沿岸各県に水揚げされた漁獲量としましては、努力量の増大や沖合域への漁場の拡大によって、最大で5万4,000トン程度まで増加をしておりますが、その後は減少しており、2001年以降は大体1万5,000から1万8,000トンで推移をしています。直近年である2016年は、暫定値でございますが1万4,000トンでした。

本種の資源評価の方法なんですけれども、操業の形態が異なります大臣許可水域と知事許可水域を区別して評価を行っております。それぞれの水域におきまして、緯度経度1度升目単位で漁場面積と、かごで獲っておりますので、かご当たりどれぐらい獲れたかという値の平均値を出しまして、それを積算して各海域の資源量指標値というふうにしております。また、両水域の値を合算して、日本海系群全体の指標値として、この値を基に資源状態の評価を行っております。

各水域及び系群全体の指標値については、今ごらんになっているページに3つグラフがありますけれども、それぞれのところに折れ線で示しております。これを基に資源状態を判断いたしました。

大臣許可水域につきましては、ページの中ほど左側の図をごらんください。近年、中位の水準にありまして、過去5年の動向から減少傾向と判断をいたしました。

また、知事許可推移につきましては、ページ中ほどの右側の図をご覧ください。近年、高位の状態にありまして、こちらは増加で推移している状況です。

これらを合算した値で日本海全体としましては、ページの一番上の図に戻りまして中位水準、系群全体として横ばいで推移しているという状況になっております。

続きまして、管理方策になります。

知事許可水域、大臣許可水域ともに資源量指標値の水準及び変動傾向に合わせた漁獲を行うことを管理目標として、それぞれ海域ごとにABCを出したものを合計して日本海系群全体のABCとしています。この方法では、通常、近年の漁獲量に対して水準の係数と変動の係数を掛けてABCを算出するというをしておりますけれども、大臣許可水域に関しましては、個別の上限というものがございまして、漁獲量ではなくて前年のABCを基に水準と変動の件数を掛けてABCを算出するという方法をとっております。このようにして求めた両方の許可水域のABCを合計して、Limitといたしましては1万5,800トン、Targetといたしましては1万2,700トンというふうに計算をされております。

以上になります。

○橋本会長 ありがとうございます。

引き続き、ベニズワイガニの広域資源管理の取組状況について、事務局より説明をいたします。

○事務局（内山） 事務局、境港漁業調整事務所の内山でございます。

お手元の資料、ページ27ページをお開きください。資料番号1-3-2でございます。

日本海沖合ベニズワイガニ広域資源管理の取組ということで、まず1番目でございます。基本的な考え方としまして、先ほど上原部長から紹介がありましたが、資源の水準自体は中位、動向は横ばいとなっております。後ほどご説明させていただきますが、主たる生息

域、韓国関係水域等含まれておりますので、そういったものを踏まえながらも引き続き中位水準を維持できるように資源管理をしていくこととしております。

2番目から、先ほど、大臣許可と知事許可について漁業があるということでございましたが、いわゆる大臣許可漁業につきまして具体的な中身を紹介させていただきます。

まず1番目が、漁業の概要として操業期間、隻数、水揚げ港等々を整理させていただいております。

操業期間でございますが、毎年9月1日から翌年の6月末まででございます。

隻数としましては12隻でございますが、根拠地別に括弧で書いてあるとおりでございます。

12隻、各府県ありますが、水揚げ港としましては、うち11隻が境港に揚げるという特徴を持っております。

その下、漁場でございます。下の図-1と併せて見ていただければと思います。ちょっと見づらいますが、黄色いラインが引いてございまして、右側が知事許可の水域、左側が大臣許可の水域となっております。

大臣許可は広い水域でございますが、主な主要漁場というのは3つでございます。北のほうから大和堆の周辺、隠岐島の北側にございます新隠岐堆の周辺、島根県浜田沖になります隠岐西方という3つでございます。

ページをおめくりいただいて、次、28、29ページにつきまして、資源管理の状況と直近の取組について紹介させていただきたいと思っております。

28ページ、2)のほうに、①として公的、つまり法令等々で決めている資源管理の中身と、その下②でございますが、漁業者さん自ら取り組んでおられます自主管理について整理させていただいております。

公的管理につきましては、例えば漁具のほうでございますが、1ポツ目にございますように、小型のカニを保護するために網目制限もしくは脱出リングというものをつけさせていただいております。

あと漁獲物についてでございますが、ベニズワイガニの場合は雌の採捕は禁止されております。先ほど上原部長からありました雄につきましては、9センチ以下については採捕禁止というルールになっております。

1つ大きな特徴でございますが、一番下にあります総量規制ということでございます。漁業者別、船別の漁獲量上限、いわゆるIQというものを設定しております。

②自主管理の中身でございます。

兵庫県におきましては、6月いっぱいを目処としております。

漁場につきましては、法令では浅いほうを制限しておりますが、自主規制のほうで深いほうの制限をしております。

下のほうでございます。これら資源管理をうまく進めていく体制ということで紹介させていただきます。

具体的には、境港ベニズワイガニ産業三者協議会という会議を開いていろいろな議論をやっているところでございます。

構成員としまして漁業者さん、あとは荷受の方、加工仲買の方が参加されております。

続きまして、29ページ目でございます。

直近の取組状況ということで、昨年28年漁期の状況と、今年9月から始まりました29年

漁期の状況について整理しております。

それぞれ大きく2つに分けております。1つ目は、先ほどご紹介させていただきました1Qの取組状況でございます。

昨年につきましては、真ん中の欄にございますが、漁期9月が始まるときには1万192トン进行分配させていただきます。その後、漁期の状況、試験動向を見ながらおよそ半分の漁期を経過したところで、追加として約480トン分を追加させていただきます。トータルとしては、1Qの総枠としては1万671トンとなっております。

②でございます。先ほどご紹介させていただきました三者協議会の開催状況でございます。

基本的に年に2回ということで、9月から始まる解禁の前に7月の段階で当初のABCの状況のご説明と、あと1Qの設定について説明させていただきました。2月、年明けまして、先ほど2回に分けて分配しましたという話をさせていただきましたが、資源の状況につきまして漁師さんの話を聞き、あと日本海区水産研究所さんのほうから資源動向を聞きながら追加の分配の検討をしているところでございます。

下のほう、29年についても同様な形で、現在、漁期が始まる前に9,990トン进行1Q総枠として分配させていただきます。

また年明け、本漁期の漁獲状況を見ながら追加の必要性、どこの漁場なら追加が可能なのかというのを検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、手短ではございましたが、説明を終わります。

○橋本会長 ありがとうございます。ベニズワイガニについて資源の状況の説明、それから広域資源管理の取組状況の説明を事務局からいただきました。

いずれについてでも構いませんが、このベニズワイガニについて何かご質問あるいはご意見等ございませんでしょうか。関係県以外の方でも構いませんけれども。

○森脇委員 先ほどベニズワイガニにつきましていろいろ説明をしていただきましたが、境港はご存じのように、ベニズワイにつきましては全国一水揚げができる港ということになってございます。その中で、暫定水域の中で操業がしにくくなっているという話を聞くわけですが。

先ほど、大和堆等でイカ釣船なんかは放水したりしてその競合を避けているということの説明もございましたが、この暫定水域の中のカニの漁につきまして、まず韓国船の隻数がどれくらい出ているのかということと、それから、その競合に対してどういう措置をされているのかということをお聞きしたいですけれど。

○橋本会長 ありがとうございます。これはどなたか。

○久保寺室長 ご質問ありがとうございます。今年4月まで境港におりましたので、その記憶で説明させていただきます。

暫定水域ですから、韓国と一緒に資源管理をするという形になっております。民間協議ですけれども、毎年、沖底さんもそうですし、かごの皆さんも韓国側と協議を持って、どのように利用するかというのを調整することになっています。残念ながら、なかなか意見合いませんけれども、ご存じのとおり、かごは設置して場所を占有する形でありますので、同じところに設置をすると当然漁具の事故が起きるわけです。その漁具の事故が起きると両方とも損をしますので、その漁具の事故がないように調整をするという協議なり取組をしております。残念ながら、沖のことですから幾つかトラブルがあったという話は過去聞いたことがありますし、今もあるのかもしれないけれども、いずれにしても、日韓のか

ご漁業者はそれぞれつながりがございますので、その中でトラブルを避けるように協議をしているということを聞いております。

すみません、民間協議の記録を見ると、韓国側の隻数って分かるんですけども、今手元にございません。いずれにしても、かご漁業者同士で民間で協議をして物事を解決するというのが基本になっております。

○橋本会長 ありがとうございます。森脇委員、よろしいですか。

それでは、ほかに何かご質問でも結構ですが、ありませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、ベニズワイガニについてはこのぐらいいたしまして、議題（１）の最後の広域魚種についていきたいと思います。最後の魚種は、日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マイワシについてでございます。

まず、国立研究開発法人水産研究・教育機構西海区水産研究所の永澤資源海洋部長さんから資源の状況についてご説明をいただいて、続いて、事務局より広域資源管理の取組について説明をいたします。先ほど同様、全ての説明を終えた後、一括してご意見、ご質疑等をいただきたいと思います。

それでは、最初に西海区水研の永澤部長さん、よろしくお願いいたします。

○永澤部長 それでは、資料１－４－１の31ページをごらんください。

漁獲対象となるのは対馬暖流系でございますので、まずマアジから説明させていただきます。

対馬暖流系のマアジにつきましては、太平洋に比較するとかなり安定しているということが言えると思います。

東シナ海、日本海のマアジの漁獲の約80%がまき網によって漁獲されております。

漁獲量のグラフというのが31ページの下の方に載っております。2006年以降はほぼ横ばいでございまして、日本の漁獲量は、2016年10.7万トンでございました。韓国もその対馬暖流系のマアジを漁獲しているわけでございますけれども、その漁獲量は2016年は2.2万トンということで、それを合計してもほぼ横ばいで推移しております。

資源量につきましては、年齢別漁獲尾数を計算してのコホート解析によって推定しております。

めくっていただきまして、32ページをごらんいただければと思います。

4つグラフがございまして、左上のほうが資源量と漁獲割合ということで、近年の資源量ですけれども、ほぼ40万トン前後で推移しております。漁獲割合というのはじわじわと下がっているということでございます。

その下のほうのグラフ、どれだけ漁獲圧がかかっているか、漁獲係数Fですけれども、まず漁獲圧のほうは少しずつ下がっているという傾向があります。これは、大中まき網を中心としますまき網の漁獲努力が下がっているということが一番大きな要因となっております。

資源量は40万トン前後ということなんですけれども、その再生産を保障するための親魚量でございます。それは右上のほうのグラフに示しております。年変動はあるものの、近年は親魚量のほうも比較的高い水準で安定しておりまして、近年では大体20万トンのレベルでおります。2016年は22万トンでございました。

資源水準ですけれども、今、Blimitというのを右下のグラフに示しておりますけど、親魚量15万トンというところに置いていまして、これはどういう値かといいますと、過去か

ら比べて比較的加入量がそれなりに高い水準が見込めるといふところの下のところといふのを15万トンとございますので、22万トンといふことを出すので、今はその基準値を上回った水準で推移しているといふことでございます。

ということで、現在、マアジの対馬暖流系につきましては、資源水準は中位で、また資源量の近年の5年間の推移から見まして増加傾向にあるといふふうに判断しております。中位・増加といふふうに判断しているわけでございます。

それに見合った形で管理方策は、Blimitよりも上の水準にあるといふことなので、資源水準を維持するといふことで幾つかシナリオを設定しているところでございます。

真ん中の現在の漁獲圧の維持、Fcurrentというのがありますけれども、現在の漁獲圧がそれほど高くないといふことなので、現在の漁獲圧でも現在の資源水準、親魚量といふのは維持できる。それよりも若干高目のFmedでも親魚量のほうは維持できるだろうといふことを判断しているところでございます。

さらに、漁獲量規制以外には、あとやはりマアジにつきましては、弱齢魚に漁獲圧がかかりやすいといふことでございます。1歳魚になると50%が成熟するといふことで、0-1歳魚の未成魚の部分の漁獲圧を抑えてやるといふことで加入量が増大するといふことが期待されていますので、それを目指した取組が行われているといふことでございます。

続きまして、マサバのほうに移りたいと思います。マサバのほうは35ページをごらんください。

マサバは、残念ながら太平洋に比べて水準が低迷しておりまして、現在も低水準を脱出できていないといふことになります。

35ページの左下のほうに漁獲量のグラフがございまして、我が国の漁獲量、かつて1970年代後半は30万トン前後でありましたけれども、ずっと減少しておりまして、2013年には6万トンという形で、73年以降には最も少ない漁獲量になりました。その後、若干増加傾向にありまして、2016年は9万トンといふことでございます。韓国の漁獲量は、近年の値は日本を上回った形で、2016年は13万トンといふことでございます。中国のほうも、サバ類全体としてかなりの漁獲があると見込まれておりますけれども、残念ながら、こちらについては不正確な値で、なおかつマサバとゴマサバの漁獲量が分からないといふことで、今回、この漁獲量及び資源量の推定にはこの値は使っておりません。

資源量推定につきましては、マアジ同様、年齢別漁獲尾数を基本としましたチューニングVPAというコホート解析の形で計算しております。

次をめぐっていただきまして36ページになりますけれども、36ページに4つグラフがございまして、左上が資源量と漁獲割合のグラフでございます。

近年の値といふのは、残念ながら低くて、かつて100万トン前後あったものが50万トンレベルにとどまっております。近年は若干増加傾向があるんですけども、それでも2016年の資源量は59万トンといふふうに推定されております。

マサバにつきましても、0歳魚は成熟しない、1歳魚から成熟するといふことで、親魚量をいかに残してやるかというのが資源管理にとって大切になるわけですので、親魚量も併せて見ていただきますと、右のほうが親魚量の推移です。基本的には、資源量の推移と同様でございまして、水準が低水準であったものが、近年が若干増加しまして22万トンまで回復しているといふことでございます。

漁獲圧がどうなっているかといふのは左下のグラフでございまして、低迷するよ

うになりました90年代の後半からはかなり高い漁獲圧がかかっていたんですけれども、近年はかなり急激に漁獲圧が下がっているというふうに判断しているところでございます。これは、やはり大中まきを中心にする網数の低下と、あとは一部の船が近年は対馬暖流の主漁期に太平洋側のほうに漁獲努力を振り向けているということがこの減少に一部つながっているというふうに考えられているところでございます。

残念ながら、まだ対馬暖流系資源が低水準、それは親魚量で見ますと大体25万トン、これより下という形でございまして、Blimitを下回っているために、資源量水準は低位ということで判断しております。

動向につきましては、近年5年間の動向によりますと増加傾向がありますと増加ということで、低水準でありますけれども、若干明るい兆しが出ている低水準・増加というふうに判断しているところでございます。

今現在の親魚量というのがBlimitを下回っているので、親魚量を増やして回復させてやろうというシナリオを管理措置として考えて、幾つかシナリオに合わせたABCというものを算出しているところでございます。

現在、漁獲圧がかなり下がってきていますので、現在の漁獲圧でも何とか資源の回復は一応見込める、このFcurrentということでございますけれども、見込めるレベルにあるというふうに判断しております。それより若干高いFmedという中間的な漁獲圧に回復措置を掛ける係数を掛けた値でも、少しずつ徐々にですけれども、親魚量の回復は可能だろうというふうに推定されているところでございます。

なお、マサバにつきましても、やはり0歳魚、1歳魚という未成魚に対する漁獲圧というのがかなりありますので、こちらにつきましても0歳魚、1歳魚に係る漁獲圧を、弱齢魚を保護することによって資源のより効率的な親魚量の回復というのが達成できるのではないかという推察が行われているところでございます。

最後に、マイワシのほうを説明させていただきます。39ページからでございます。

マイワシ、対馬暖流系につきましては、太平洋と比較しまして、一言で言うと、回復傾向が顕著ではないということになります。

漁獲量のグラフを39ページの下に示しております。

かつては100万トン以上で推移していたんですけれども、2000年には1,000トンぐらいいで落ち込んだのが、2004年以降は高い加入により増加に転じております。

近年増加傾向がありまして、右のグラフの拡大図を見ていただきたいんですけれども、2010年以降ずっと増加するかなと思われていたんですけれども、2014年には漁場にほとんど来遊せずに漁獲が0.9万トン、9,000トンと非常に大きな落ち込みを見せて、そのときは漁獲がなかっただけではなくて、私どもの調査課で行っている産卵量調査におきましても、産卵がかなり低い水準まで低下したということで、日本の水域に魚が魚群が来なかったということになります。

このようなデータを使いまして、やはり年齢別漁獲尾数を用いたコホート解析で資源量を計算しております。

資源量を計算したグラフが、次の40ページの上段の図なんですけれども、過去に比べると低いんですけれども、拡大図のほうをごらんください。

2004年以降、増加傾向にありました。2010年以降、ずっと増えてくるかなと期待したいんですけれども、計算上も近年は横ばい傾向ということで、増え切らないという状況が続

いているところでございます。

1個下のグラフになりますけれども、親魚量というのも基本的には増加傾向にあったんですけれども、近年は頭打ちで横ばい傾向にあるというふうに考えております。

マイワシの場合は、低水準と中位水準の境界は10万トン境界にしまして、10万トンというのは、過去に比べてそれ以上の資源量を維持すると公的な環境で再生産が公的だったときに高い年級、高い豊度が期待できるという水準でございます。それが10万トン。現在の水準はそれを何とか上回っておりますので、Blimitは上回って中位水準というふうに判断をしております。

残念ながら、傾向としましては増加を期待していたものが近年横ばいということで、親魚量、資源量とも横ばい傾向が続いておりますので、資源量は水準としましては中位水準、傾向としましては、動向としましては横ばい傾向というふうに判断しているところでございます。

以上が対馬暖流系の主なマアジ、マサバ、マイワシの資源動向の報告でございます。

○橋本会長 ありがとうございます。

引き続きマアジ、マサバ、マイワシの広域資源管理の取組状況について事務局より説明いたします。よろしくお願いします。

○事務局（佐藤） 九州漁業調整事務所の沖合課の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マイワシ広域資源管理方針に基づく平成29年度の取組状況についてご説明させていただきます。

本方針は、資源回復計画を受け継ぎまして、資源回復に向けた取組内容を後退させることなく取り組んでおります。

それでは、資料43ページの1-4-2をごらんください。

広域資源管理方針に基づく漁獲努力量削減措置の取組団体におきましては、表中にございます山陰旋網漁業協同組合、日本遠洋旋網漁業協同組合、鹿児島県旋網漁業協同組合、島根県まき網漁業協議会、長崎県旋網漁業協同組合の5団体が参画しております。

広域資源管理方針に基づく取組状況の漁獲努力量削減措置でございますが、小型魚漁獲回避のために漁場移動、またそれに関する情報の共有、1カ月に一定期間を休漁する管理措置を実施しております。

大中型まき網漁業におきましては、五島西沖漁場を中心にサバ類等の小型魚を主体とする漁場形成がありましたので、操業の自粛を1回、また長崎県旋網漁業協同組合におかれましては、小型のマアジ、サバ等の集中的な漁獲圧を避けるために漁場移動を28回実施してございます。

下のほうに、2の保護措置として、五島西方沖地区及び隠岐海峡地区西側のマウンド礁の中心から半径1マイルにおいてマアジ、マサバ、マイワシの採捕を目的とした操業を行わない取組を実施するとともに、関係者に本取組の周知を図っているところでございます。

また、平成29年10月10日に福岡市にて日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マイワシ広域資源管理検討会議を開催いたしまして、各団体の取組状況等の情報共有等を行っております。

次のページの裏面の最後のところに、本方針におきましては、毎年更新するという整理をしております。そのため、必要に応じて管理措置の見直しを関係者の皆様と検討して

いきたいと考えております。

以上でございます。

○橋本会長 ありがとうございます。マアジ、マサバ、マイワシについて、水研のほうから資源状況の説明、事務局のほうから取組状況の説明がございました。

いずれでも構いませんが、マアジ、マサバ、マイワシについて何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

○金子委員 マアジについてご質問させていただきたいと思います。

ただいま対馬暖流系のアジの資源については安定傾向というお話がありましたが、今現在、私どもが操業している海区、特に1年の中では対馬です。それと五島沖、また東シナ海と、この大きく3つに分かれての漁場でアジの操業を行っておりますが、実際、アジは盛漁期が3月から5月ということで、特に対馬海区については、3月から5月のアジについては非常に漁獲数量が少なかったということもありまして、今報告の中では安定傾向というお話ですが、実際のところ、私たちの実感としては、安定というよりも資源が少し減少しているのではないかという感じを受けております。

その観点からしまして、それぞれの漁場別、また海区别でのアジの動向というものについては何か把握していらっしゃるのでしょうか。その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○橋本会長 ありがとうございます。

○永澤部長 おっしゃることは理解をしております、例えば福岡県さんなんかの場合は、マアジを主体に漁獲している中まきなんかが大変苦戦しているという状況は聞いているところですが、私どもは対馬暖流系全体、日本海西部から東シナ海にかけての大きな固まりと見た場合は、全体として資源は割と安定している。ただ、おっしゃるとおり、各地先の漁場、特に大中まきさんみたいに広域移動せずに決まった漁場を利用されるところについては、それぞれ好不調というののがかなりあるというのは理解しているところでございます。ただ、資源として見ている場合は、やはり一つのつながりという形で私ども把握しているところでございますので、全体として安定ということを申し上げたということでございます。

○橋本会長 ほかにございますでしょうか。

○金子委員 見解としては、安定ということで理解はできるんですが、当然私ども、それをもとにして経営を成り立たせておりますので、できましたら、やはり地域地域の動向ということも把握していただきながら、漁業経営に少しでも携わっていけるようにしていただきたいというふうに思っております。

○橋本会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

○森脇委員 アジについてなんですが、水試からは仔魚の調査をした結果を聞いたんですね。そうしたら、仔魚は近年にない数量があるということをおっしゃるんですが、今年に関してはその結果がまだ出ていないんですよ。今までそれがあると言われた年には大概魚が獲れてきたんですが、今年はちっちゃい魚、タネと言われる魚が獲れていないんですね。これって今年は何かそういう海況の変化とかそういうことがあるのでしょうか。

○永澤部長 すみません、最近のデータを持ち合わせてこなかったんですが、マアジの新規の加入についてはいろいろ傾向があるんですけど、東シナ海側と日本海西部でち

よっと違った、子供が生まれたところの生き残りの条件がちょっと変わってしまっていて、基本的には東シナ海だと水温が若干低目で、餌となるプランクトンがいっぱいいるときに成長速度が速くて生き残りがいいんです。日本海に近い対馬海峡とか日本海西部の場合はどうかというと、餌の密度はそれほど変化がなくて、生まれたときの水温が高目のほうが成長速度がよくて生き残りがいいだろうというふうなデータになっているんです。今年のデータがどっちに該当したかは覚えていないんですけど、そういうので同じ資源でも、生まれる場所によって少しずつ生き残ってくる条件が異なってくるので、そういうものの変化によってもやっぱり地域差というのは出てくるかなというふうには理解しております。

○森脇委員 それともう一点、サバのことなんですが、ここ数年間、私どもの漁場なんですけど、私ども対馬から東のほうを主漁場としているんですけど、その中で浜田沖でここ数年間サバが豊漁だったんですけど、今年はまだそれがあらわれていない状況なんです。これってやはり何か原因とかそういうのはあるんでしょうか。

○永澤部長 すみません、今年というのは、秋から冬にかけての今期の漁ということですかね。近年の傾向としましては、マサバの漁場はどちらかというと東シナ海が中心というよりも、山陰とかのほうに少しずつシフトしているという傾向が今までありました。それがもしかすると、どちらかというと北偏が続いていたのが、それが変化をするのかしないのかというのが注視しなければいけないところですけど、まだ前提としてその現象がどうやって起こってくるかということについてはまだ把握していません。

○橋本会長 ありがとうございます。森脇委員、よろしいですか。

実際の操業船のリアルタイムの状況等も情報提供いただきながらの質問でございましたが、ほかにマアジ、マサバ、マイワシについて、資源状況でも取組状況についてご意見でも、質問でも構いませんが、何かございますか。

○中島委員 すみません、興味本位の質問になりますけれども、マサバ、35ページ、これで産卵海域が東シナ海、それから九州西方沖と、我が国に関係するのはこの辺になるのかなと。この産卵海域、産卵場にいる魚は大体系群が分かれていると見ていいんですか、それとも入り交じって雰囲気、今年は東シナ海で産卵しようというような形になるのか、その辺はいかがなものなのでしょうか。

○永澤部長 過去の標識放流の結果なんかを参考にしましても、例えば石狩湾で放したものが対馬海峡ぐらまで行くというのはごく普通にあって、逆に、そちら山陰のほうから東シナ海というような見解もございますので、基本的には1つのものがつながって、産卵場の回遊範囲の中に幾つか主要なる産卵場というのが形成されるというのがパターンだというふうに理解しております。

○中島委員 ということは、資源は全く一緒だというふうに考えていいわけですね。

○永澤部長 基本的にはつながっているということです。

○中島委員 分かりました。

○橋本会長 ありがとうございます。

ほかに何かご質問ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、マアジ、マサバ、マイワシの資源管理の取組、資源状況についてでございました。

ほかに質問等ないようでございますので、ここで10分間ほど休憩をとりたいと思います。14時25分までに席にお戻りいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

午後２時１５分 休憩

午後２時２５分 再開

○橋本会長 それでは、休憩を終えて、議題（２）太平洋クロマグロの資源管理についてに移りたいと思います。

議題（２）太平洋クロマグロの資源管理についてでございますが、資料説明に入ります前に、大変残念な報告ではございますが、今期、無承認操業の事案が発生しております。皆様方も新聞等でご存じのこととは思いますが、今年の７月から１０月にかけて北海道で、当委員会指示に基づく承認を持たずに操業した事案がございました。これに加え、夏には宮崎においても日本海・九州西広域漁業調整委員会が管轄する九州の西方海域において、同様に無承認操業を行った事案がございました。それぞれの事案ごとに事務局の水産庁から私に一報がありましたので、私からは、本年２月１５日に当委員会で議決した違反者への対応及び処分方針というものがございまして、それに基づき、事務局の水産庁と北海道、宮崎県、それぞれと連携の上、再発防止に向けた指導の徹底を指示したところでございます。

つきましては、まず、資料２－１に基づきまして、北海道と宮崎県での無承認操業の事案について事務局から当委員会への報告を求めたいと思います。事務局、よろしくお願いいたします。

○事務局（竹越） それでは、お手元資料４５ページが北海道、４７ページが宮崎県でございます。

申し訳ございません、ちょっとページ進めていただいて５０ページ、５１ページに、今、会長からございましたように、違反者への対応及び処分方針についてということでございます。本年２月１５日に当委員会で議決いただいたものでございます。

この処分方針と対応でいきますと、１番の委員会指示の適切な実施を図るための対応ということで、（１）といたしまして、指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報を接受した場合等においては、速やかに事務局として会長に一報するという事で、橋本会長に一報いたしております。また関係する、今回は北海道、宮崎県の水産部局を通じまして調査等を実施する。（２）で、会長は、水産庁が実施した（１）の調査等の報告を受け、この報告もいたしておりますけれども、必要と認めた場合、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告するという事で、本日、当委員会にご報告するという事でございます。

また、２番の対応・処分基準でございますけれども、当該漁業者には、ただいまからご説明いたしますけれども、指導文書を発出してございますけれども、この指導文書以後に再度違反が確認された、もしくは指導にもかかわらず指導に従わないと見込まれない場合は、違反内容①から④に応じまして、それぞれ法律に則った対応をしていくということで、例えば、①で承認を受けずに沿岸くろまぐろ漁業を営んだ場合、これは漁業法第６８条第４項で準用する同法第６７条第８項の規定に基づきまして、大臣に対して委員会指示に従いなさいということ命ずるべき旨の申請ということで、我々これを裏付命令と呼んでおりますけれども、この申請に至るということでございます。本日は、１番の（２）まで対応いたしておりますので、ご報告申し上げます。

それでは、資料４５ページへお戻りください。まずは、北海道における無承認操業事案への対応でございます。

1 番の経緯でございますけれども、北海道の中でも今回、松前地区というところで本年 7 月から 10 月に、船外機船での沿岸漁業者が承認を受けずに沿岸くろまぐろ漁業を営んだということで、当委員会の事務局の私ども水産庁と、それから北海道庁の協力を得まして調査・指導を行いました。

薄い字で丸ポツが 2 つございますけれども、上のほうのポツのところに下線を引いております。ちょっと複雑になりますけれども、広域漁業調整委員会指示で承認制というのをご存じのとおりとなっておりますけれども、もともと海区委員会で承認制をとっていたり、もしくは都道府県の知事さんから許可が出ている場合は、我々の委員会の承認と重複いたしますので、その場合は従来あります海区調整委員会の承認制あるいは都道府県の知事許可というものにより対応しているということでございます。

北海道におきましては「日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会」で承認制をとっているということで、当該承認を得た場合は広調委承認は不要となります。ただ、この船外機船に関しましては、日本海の連合海区承認の対象となっていなかったということで、そうしますと、今回の船外機船は広調委の承認が必要ということになりますので、無承認事案という形になっております。

2 番の調査・指導の対象者でございます。

本年 11 月 1 日から 2 日にかけて、今回、漁業者 47 名、それから松前さくら漁協の組合長さんに調査・指導を行いました。私を初め北海道庁、それから北海道の漁業調整事務所の職員の方々にご協力いただきまして、今回のこの 47 名の方々のヒアリングをいたしまして、お一人お一人から事情をお聞きするとともに、指導をいたしたところでございます。

各漁業者からは、個々お聞きしますと、いろいろなご事情があるというのは踏まえられますけれども、ただ、やはり結果としましては無承認という形になっておりますので、47 名全ての方々から今回は無承認であったというのを確認いたしまして、ご本人たちから、今後は指導に従って承認を得ずにくろまぐろ操業はしないというお約束をいただいて会長名で指導いたしたということでございます。

47 ページが、宮崎県における事案でございます。

宮崎の場合は、宮崎県籍、宮崎県の船は基本的に太平洋の広調委になりますけれども、宮崎県籍の近海かつお竿釣り漁船 5 隻が、当委員会の九州西方海域でマグロの操業を行ったということで疑いが持たれておりまして、我々、調査・指導いたしました。

薄い字の丸ポツ下のところでございます。こちらもちょうと事情があるんですけれども、この 5 隻はもともと 60 トンから 70 トン船型の、いわゆる大臣許可船として操業していた船ですけれども、19 トン船型に小型化した経緯がございます。そうしますと、19 トン船にいたしますと 20 トン未満の船ということになりますので、いわゆる排他的経済水域外で、EEZ 外で近海かつお・まぐろ漁業を営む場合は、この大臣許可の対象となるんですけれども、EEZ 内では大臣許可の対象とはなりません。そうしますと、当委員会の承認が必要ということで、承認を持たずにくろまぐろ操業したという形になりますので、2 番に入りますけれども、本年 8 月 15 日に、5 隻の船主・船頭、それから漁協に対しまして、こちらは管理課長の中を初め我々現地に参りまして指導をいたしたところでございます。こちらに関しましても、船主・船頭さんからはいろいろなご事情があるのはお聞きしましたがけれども、やはり無承認操業ということで疑義があったということで、3 番の結果概要に入りますけれども、日南市漁協の 4 隻、それから南郷漁協の 1 隻という形で無承認の疑義があ

るという形でございます。

いずれにいたしましても、この方々からも承認を得ずにくろまぐろ操業はしないというお約束をいただき、会長名で指導をいたしておりますので、今後、万一にもこの指導に従っていただけない場合は、先ほどの処分方針に従いまして、大臣の裏付命令の発出をいたしまして、さらに違反があった場合は罰則ということで、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金ということ、北海道の案件若しくは宮崎県の案件漁業者にお一人お一人ご説明をいたしているところでございます。

あともう一つ、48ページから49ページでございます。

今の北海道と宮崎の案件を受けまして、全国調査という形で全体の39の沿海地区の都道府県の各部長さん宛てに、当方の資源管理部長から11月16日付で、沿岸くろまぐろ漁業承認制の徹底についてということで、48から49ページの文書を発出しております。

昨年の長崎の案件におきましても、各都道府県に指導いたしたところでございますけれども、今回の事案がございましたので、例えば48ページの下の方の2番のあたり、それから49ページに表で示しておりますけれども、いずれも具体的に今我々知っております承認を知らずに操業したケースとか個々のケースにつきまして具体的な事例を紹介いたしまして、こういうことがないかどうか一つ一つ丁寧にチェックをしてもらうよう各都道府県に求めているところでございます。現在、こちらは各都道府県に求めている最中でございますので、まとめましたら、委員会においてご報告いたしたいと思いましたが、全体といたしましては北海道と宮崎の案件のご報告、それから全体の調査について事務局よりご報告いたしました。

以上でございます。

○橋本会長 ありがとうございます。事務局から報告説明がございました。また、その事案のあった以降の指導状況等の説明もございました。

事務局からの報告を受けて、この場で北海道海区互選委員の濱野委員から、本件についてもし補足の説明がございましたら、お願いしたいと思います。

なお、本委員会の発言は、委員と事務局のみということになっておりますが、参考のため関係者から発言の機会を求めたいというのであれば、おっしゃっていただければ、委員の皆様のご了解を得て、了承を取り付けて対応したいというふうに思います。

それでは濱野委員、よろしくお願いします。

○濱野委員 ありがとうございます。北海道の濱野です。

このたび、ただいま説明のあったように北海道の松前地区において船外機船が広調委の承認ないままに操業したという事実が発覚したのは事実でございます。

現在、全国の漁業者が一丸となって資源管理に取り組んでいる中でこのような事案が発生したことを我々も重く受け止めております。関係の皆様にご迷惑をおかけしたことについて、地区の漁業者も大いに反省をしているところでございます。

ただ、1つ、25年度までは自由操業であったという一本釣りでございますので、そういった経緯の下に、26年から広調委の承認案件になったというような承認制度が26年に発生したというようなことから、その後、漁業者も、もちろん漁協の職員も承認を必要とするということに全く無知であったということが事実でございます。そういうことで、平成27年、28年操業をしておりませんし、そしてまた漁獲もございませんでした。たまたま29年に、今年一気にこの海域にマグロが回遊したというようなことで、自由に獲れるんだから

やろうやというようなことで行ったのが本音のようでございます。決して悪意がしたというような受け止めは私たちはしていませんけれども、いずれにせよ無許可操業には変わりないというようなことでございますので、今日、道庁の漁業管理課長の矢本課長がこの説明のために参っておりますので、何とかひとつ詳しい経過等を報告したいということでございますので、ひとつよろしくお取り計らいを願えればというふうに思います。よろしくお願いします。

○橋本会長　ありがとうございます。

濱野委員からこのような申し出がございましたが、審議の参考として北海道庁から説明の機会を設けたいというふうに思いますが、それで皆様よろしいでしょうか。

（「はい」の声）

○橋本会長　それでは、事務局が席を準備いたしますので、そちらの席にお越しいただきご発言をお願いしたいと思います。

○矢本課長　北海道庁漁業管理課長の矢本でございます。本日はこのような発言の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、本来であれば、水産局長が出席をし、発言をする予定でございましたけれども、都合により出席がかないませんでしたので、私のほうから報告をさせていただきます。

このたび本道の日本海地域の松前さくら漁協におきまして、くろまぐろ一本釣り漁業の未承認操業が発生をいたしました。全国の漁業者の皆さんが一丸となって資源管理に取り組んでいる中で、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけし、まことに申し訳ございませんでした。

未承認操業の経過でございますが、10月11日に道に対しまして、未承認操業に関する情報提供がございました。同日、漁協に聞き取りを行ったところ、小型の船外機船が日本海・九州西広域漁業調整委員会の指示に基づく承認を受けずに漁獲した事実を把握してございます。直ちに当該船の操業を中止させ、その旨、水産庁に報告をいたしました。

その後、10月24から25日にかけて、道による現地調査を実施し、組合長ほか漁協役職員からの聞き取りや水揚げ伝票を確認したところ、平成26年に3隻で210キログラム、29年に47隻で12.7トンを漁獲した疑いがあるということにつきまして水産庁に報告をしてございます。

さらに、11月1日から2日にかけて、現地漁協に水産庁、北海道漁業調整事務所、北海道庁の職員が入りまして、組合長、漁協の役職員、漁業者個人から直接聞き取り調査を行い、未承認操業の事実を確認してございます。

この原因としましては、先ほどもちょっとお話にございましたけれども、平成25年以前に当該地区でくろまぐろ一本釣り漁業を行う場合に、北海道内の海区漁業調整委員会指示による承認を受けることになってございました。その委員会指示におきましては、漁業調整上の観点から、船外機船は適用除外ということになっておりまして、承認は不要でございました。しかし、平成26年に広域漁業調整委員会指示による承認制に移行した際に、道の海区承認を有しているものは広域漁業調整委員会指示が不要であったということもありまして、漁協の担当者が、従来と同様に承認は不要というふうに誤認をいたしまして、漁業者に対し承認を取得するというような指示を行わなかったということによるものでございます。

道といたしましては、今後同様の違反が発生しないように、一本釣り漁業を行う場合に

は、関係漁業調整委員会指示による承認が必要であることを改めて漁業者に対し周知徹底を図るとともに、松前さくら漁協では、来年度以降の操業に関し、クロマグロの資源管理の強化に向けた対応策を検討しているところでございます。

また、道におきましては、道南の南茅部地区を中心に、定置網による大量漁獲によりまして全国の定置網の共同管理枠を大きく超過いたしました。10月6日付で国から操業自粛要請が発出される事態を招いたということで、全国の定置漁業に携わる全ての皆様、特に、まだ漁獲枠を残している府県の関係者の皆様に大変ご迷惑をおかけしたことに對しまして、改めてお詫びを申し上げます。まことに申し訳ございませんでした。

定置網漁業に関しましては、これまでも道として関係漁業者と協議をして、強度資源管理による休漁措置に取り組むなど漁業者等への指導に努めてきたところでございます。特に、南茅部地区におきましては、古くからクロマグロの漁獲がある地区で、過去にも1日数十トン単位で漁獲されたこともあるため、これまで水産庁から足を運んでいただき、漁協や定置網漁業者に、機会があるごとに資源管理の重要性や必要性、それから具体的な取組内容などの周知を図って、漁獲抑制措置として全定置で休漁を実施したほか、網の改良等の協議を進めてきたというところでございますが、結果的にこのような事態が生じたことは道の指導が関係者に十分行き届いていなかったものと重く受け止めてございます。

今後は、未承認操業や定置網その他の漁業において漁獲枠の超過が生じないように、全道の漁業関係者に対しさらなる指導の徹底を図りまして適切な資源管理に全力を挙げて取り組んでまいります。

以上、お詫びと経過報告をさせていただきました。皆様には大変ご迷惑をおかけし、まことに申し訳ございませんでした。

○橋本会長 ありがとうございます。

また、先ほど事務局からも説明ありましたとおり、今回、この会場に宮崎県の担当者もご来場されているというふうに聞いております。この審議の参考として宮崎県庁からも、北海道庁と同じように説明の機会を設けたいと思いますが、それで委員の皆様よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○橋本会長 ありがとうございます。

それでは、宮崎県庁の方は、先ほど事務局が用意した席にお越しいただき、ご発言をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○外山室長 宮崎県水産政策課漁業・資源管理室長の外山と申します。

まずは、本件に関しましてご迷惑をおかけしました広域漁業調整委員会及び水産庁の皆さん、さらに漁業関係者の皆様に深くお詫びを申し上げます。

それでは、今回、宮崎県における沿岸くろまぐろの無承認操業事案について補足説明をさせていただきます。

本事案の5隻につきましては、船によっては若干の違いはございますが、例年6月から12月ごろには九州西海域を、それ以外の時期には南西諸島周辺から千葉・勝浦沖を主な漁場として、カツオを主体とした操業を年間を通じて行っております。

この5隻は、全て指定漁業の近海かつ一本釣り漁業許可を保有しており、県は、広域漁業調整委員会指示に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制におきましては、除外されており、承認は必要ないと認識しておりました。また、少なくとも直近10年以上クロマグロの

漁獲はほぼゼロに近い状態にありました。このような中、本年6月に、例年どおり九州西方海域におきましてかつお漁を行っていたところ、予想だにしないまとまった量のクロマグロが混獲され、その漁獲実績の報告の際に初めて広域漁業調整委員会の承認が必要ではないかというご指摘を水産庁から受けた次第です。

県は、無承認の疑義が生じた後は、速やかに所属漁協を通じまして、この5隻に対してクロマグロの漁獲自粛を要請するとともに、水産庁へ状況を報告し、以後、協力しながら対処してまいりました。また、本事案の5隻に対しましては、漁協と協力しながら混獲を含めたクロマグロの漁獲回避について最大限の努力を図るよう繰り返し指導してきております。当の5隻も事態を重く受け止めまして、操業の際に1尾でもクロマグロがかかることがありましたら、その漁場での操業を即座に停止しております。併せて、クロマグロを避けるために漁場を大きく移動するなどしてクロマグロの混獲防止に努めているところであります。

本事案に関しまして、改めまして、ご迷惑をおかけしました皆様に深くお詫びを申し上げます。

私からは以上でございます。

○橋本会長 ありがとうございます。ただいま北海道庁と宮崎県庁のほうから一連の説明をいただきました。

ただいまの一連の説明に関し、委員の皆様から何かご質問とかご意見等はございますでしょうか。

(「ありません」の声)

○橋本会長 それでは、ないということでございますので、当委員会としましては、本事案については、事務局から先ほどの報告、それから委員さんや関係道県からの今回の説明も受け、大変遺憾な事態ではあると思いますが、水産庁を初め関係者が再発防止を徹底するというところでございますので、今回は当該漁業者への指導後の行方を見守るというふうにしたいと思います。

また、先ほど事務局のほうから説明があったとおり、現在、水産庁では沿海地区の全都道府県に対して各漁業者あるいは所属漁業協同組合に対してこの承認制の遵守徹底を求める指導を行っているとのことでございますので、引き続きその結果の取りまとめも含め対応をよろしくお願ひしたいと思います。

北海道庁と宮崎県庁の職員の方、ご苦労さまでございました。傍聴席にお戻りいただきたいと思います。

それでは続きまして、資料のその次の資料2-2の太平洋クロマグロの資源管理について、事務局より説明をいたしたいと思います。事務局、説明をよろしくお願ひいたします。

○事務局（竹越） お手元資料53ページからになります。

1枚おめくりいただきまして、54ページでございます。まず初めに、国際的な動向についてご説明いたします。

54ページ上のほうが、親魚資源量の状況でございます。

毎度ご説明しておりますけれども、縦軸がトン数、横軸が年数でございます。緑色の点線が歴史的中間値と呼ばれるもので、これを2024年までに、今ある2014年、赤いところで困っているものですが、1万7,000トンの資源量を歴史的中間値の4万1,000トンまで回復していくというのを暫定目標にいたして管理をしているというような状況でございます。

ます。

このような中、本年夏に、韓国におきましてWCPFCの北小委員会が開催されて種々議論がされているというふうに聞いております。

具体的には、55ページの1－3の我が国提案と結果の概要（その2）をごらんください。

一番皆様に関係する部分になりますけれど、我々、国内管理を行う立場からしますと、漁師の皆様に非常に半減という厳しい管理をお願いしておりますので、この半減によって資源回復が順調に進んだ場合は、これは国際ルールとしてしっかりと増枠ないし、そういった漁師の頑張った皆さんにそれなりにお返しできるようなルールということで、今回こういったルールをやっていただきました。

そうしますと、具体的な結果のところの赤字の部分ですけれども、歴史的中間値の4万1,000トンまで暫定回復目標の達成確率というのがありまして、これを60%以上でという条件がついてやっているんですけれども、（イ）のほうからまいりますと、順調に回復して、この達成確率が75%を上回った場合は、増枠の検討は可能。ただ逆に、暫定回復目標が60%を下回った場合は、管理措置が強化されるというようなルールになっております。

先ほどの54ページの上のほうの親魚資源量のグラフでいきますと、イメージとしては、順調に回復していけば増枠になって、シミュレーションどおりのオレンジのような格好、こういったものでありますと今のようになりまますので、頑張りに応じて増枠の検討は可能になるというルールでございます。

冒頭、長官からございましたとおり、また12月3日からWCPFCの本会合がフィリピンのマニラで行われるというふうに聞いておりますので、種々ほかの内容もございすけれども、こういったものについてしっかり議論をいただくという形でございます。

一報で、国内の管理に入ってまいりたいと思います。57ページでⅡでございす。

今申したような、長谷長官が次長の時代から黒船の来襲とよくおっしゃっていたのは、私もまさに本当にそうだなと思って、大きな船がダーツと来ているような状況の中で、漁師の皆さんの生活も守りながら、こういった欧米諸国の黒船のようなすごいマグロの厳しい管理からも何とかしのぎながら資源回復をしていかなければいけないという状況の中でなかなか厳しい状況ではあるんですけれども、今現在の日本全国の漁獲状況をまとめたものが57ページの日本地図でございす。

上のほう黄色くなっている30キロ未満、小型魚、この部分が今の小型魚の漁獲量で、2,428トンというのが今現在の漁獲量です。漁獲上限は3,423トンになっております。4,007トンでございましたけれども、超過や小型から大型のまき網さんの振替等々ございすので、今期の上限は3,423トンで、漁獲量が2,428トンになっております。

皆さん関係しています沿岸で申しますと、今の漁獲量は1,347トンになっております。1,347トンの内訳が、この日本地図の中に細かい表で示しているものでございす。

真ん中の日本地図に載っている細かい各県ごとの表が、いわゆる都道府県別の管理をされているところの状況でございす。

それから、右側の定置網の共同管理という表が、いわゆる共同管理ということで、先ほど北海道さんからご説明がありましたけれども、57トンの枠に対して600トンの漁獲があったということで、定置網の共同管理の全体580トンを超えておりますので、10月6日に操業自粛要請を出させていただいております。

また、左側が漁船漁業等広域管理という広域管理に入っている県さんの一覧表という形

になっております。

下のほうは、30キログラム以上の大型魚の漁獲量になっております。

こうした中、1ページおめくりいただきまして、今申しました北海道の定置網ということで、定置網の共同管理の中の北海道の57トンに対して600トンということでございますけれども、ここの主に原因になっておりますのが、58ページの上のほうの超過の経緯のところにありますとおり、北海道内、主に南茅部というところでマグロがよく揚がります。ここの定置はマグロ定置と言われておりまして、6-7月に主にマグロが入りまして、その後はブリやサケやいろいろなものが獲れているという中で、3つのポツの中の真ん中の「しかしながら、」の部分でございますが、9月28日から10月2日までの5日間に、南かやべ漁協の4業者8か統と聞いております。約356トンのクロマグロの小型魚の漁獲があった。

具体的には、下のほうのグラフでありますけれども、赤い部分がクロマグロの小型魚、青い部分がブリ、サケであります。確かにこの時期、ブリ、サケがあるんですけれども、9月28日でありますと、ブリとマグロが半々か、もしくはマグロが多いぐらいであります。そうはいつても、ここが赤い部分が多分50数トンですので、北海道の枠は57トンを超えているわけですので、例えば9月29日でありますと、ブリ、サケのほうが多いわけですから、定置の宿命というのがあるので、ここに対して、我々、9月29日に対してどうこう申し上げる気はないんですけれども、さすがに9月30日、10月1日、2日という、このマグロの獲れ高からいきますと、何か9月30日のとき、あるいは9月28日の時点で取組ができなかったのか。

現地からお聞きしているんですが、ここはユビキタス魚探が入っているところであります。番屋で朝ある程度魚探を見てから操業に出かけていくということで、ご本人たちから伝え聞くとところによりますと、ブリの反応であったというふうには聞いております。ただ、この資料を持ちまして私も浜周りでいろいろお話を伺ったんですけれども、魚探であればブリとマグロの反応というのはある程度分かるのではないかと、もしくはマグロが大きく入っていて、少し反応がブリに似ているにせよ、直感的に9月28日の状況を見れば予測がつくのではないかとといった厳しい意見もございました。ただ、南かやべからはブリの反応だったとお聞きしておりますので、余りこの部分に関して追及してもこれ以上は仕方ないと思いますけれども、結果としましては、こういった漁獲になっておりますので、我々としましては、いろいろな対応をしていかなければいけないというので、59ページ以降になりますけれども、若干全体のことを申し上げますと、第1管理期間、第2管理期間、第3管理期間をグラフで出してありますけれども、やはり例年、ここ1期、2期から比べても速いペースで漁獲量というのが積み上がっているというふうに考えておりますので、これから本格的にマグロのシーズンというのを各地迎えていきますので、気を引き締めてやっていかなければならないと思っております。

1ページおめくりいただきまして、60ページの上のほう、5番の第3管理期間の見通しでございます。

数字が3列にわたって出ておりますけれども、最初のものが小型魚の漁獲枠、それから真ん中が11月現在の漁獲状況、漁獲量であります。それから、漁業種類ごとに自分の枠まで、満限まで獲ったと仮定しますと、全体で、赤字で合計のところに書いてありますけれども、単純に計算しますと3,998.6トンまで積み上がるのではないかと。ですから、先ほど

のように、自分の枠が満杯になったところはそこで止まっていただいて、ほかの枠がある方は、そこ満限まで獲ったとした場合のものであります。そうしますと、※印ですけれども、単純計算575トン超過の可能性というのが出てまいりますので、我々、留保枠ということでまき網さんからお預かりしている250トン等々ございます。これは去年の超過の際の分割にも充てておりますので、実際78トンぐらいしかないんですけれども、これ全て取り崩しても、なかなかこれは対応し切れない。

それから、我々が非常に危惧しているのは、下の6番のところでありますけれども、先ほどWCPFCで増枠のルールというのをご説明いたしましたけれども、75%で達成確率が上がった場合は増枠ということなんですが、逆に60%を下回った場合というのは自動的に強化ということになっております。

そうしますと、例えばなんですけれども、今年4月のISCの国際科学委員会のステークホルダー会合というのが日本であったんですけれども、そのときに、点線のところで赤字ですけれども、小型魚から大型魚に250トン移譲すると、達成確率が62%から73%に上がるというふうに科学委員会では示しております。

そうしますと、この250トンの小型魚を大型魚のほうに、いわゆる小型魚を獲り控えたということですから、これでこれだけの達成確率が動くということは、昨期333トンの超過を我々しておりますので、こういったところの影響、それから、今期の超過になった場合という、この2つのことから考えますと、増枠というのも非常に明るい兆しとして私は受け止めていたんですけれども、なかなか現実には厳しい状況になるのではないかというふうにも予想されるわけでありまして、2期連続の超過というのは何としても防ぎたい、何とか避けたいというふうに思っております。

また、次の資源評価は来年3月に出てまいりますので、こういったものの数字というのは注視していきたいというふうに思っています。

こういった状況を踏まえますと、61ページの上のほうで、第3管理期間の漁獲管理でありますけれども、これは10月26日に、資源管理部長通知という形で発出しておりますけれども、まずは沿岸漁業の中でしっかり管理をしていきたいと思っております。

今期7カ月でいきますと、残枠が大体391トンになりますので、表でいきますと、1番の(1)都道府県別管理あるいは(2)漁船漁業等の広域管理におかれましては、まずは各県配分枠まで操業していただいて、ただし、枠を超えることのないようお願いしたいという点と、こういった全体的な状況を踏まえますと、可能な限り各県別管理あるいは広域管理の皆さんにも少し自分の枠の一手前で止まっていただいて、限りなく残していただきたいというふうなお願いをしております。

それから、定置の共同管理の皆さんにおかれましては、まずはクロマグロは操業自粛をお願いしたい。ただ、これからサケや……サケは大体もう収束しておりますけれども、ブリとかそういった本業があるかと思っておりますので、本業の時期に、わずかに獲れるクロマグロのためだけにはなかなか休めないというご事情はあるかと思っておりますので、まずは生存個体の放流、それから大量漁獲時、ブリの操業時であっても大量にマグロが揚がった場合は臨時休漁など、まずはやむを得ない混獲という形で管理を徹底していただきたい。

それから、我々の78トン、小型から大型に振り替えた部分、250トンお預かりした部分で昨期の超過を差し引いた78トンになりますけれども、これを充当したいというふうに思っております。

それから沖合漁業、この12月で管理期間が終わりますけれども、まずはしっかりと各沖合漁業におかれても枠を守っていただきたいというふうに考えております。

それから8番でありますけれども、全体的な対応方法として、まずは漁獲枠の遵守徹底ということで、資源管理法に基づくTACを検討していくということで、12月までに基本計画を策定したいというふうに考えております。

それから公平な配分、差引きルール、こういったものは広域漁業調整委員会あるいは水産政策審議会の皆様のご意見を聞きながら検討していきたい。

各県には、3番として漁獲モニタリングの改善ということで、各県別におおむね1日で1トン以上の漁獲があった場合は、緊急の積み上がり和我々は捉えまして速やかに報告することを求めていますので、特に海区互選委員の皆様におかれましては、各漁協さんや職員の皆さん、大変手間かとは思いますが、こういった積み上げを防止するには一つ一つ細かい作業をやっていかなければいけませんので、ご協力をいただきたいというふうに思っております。

支援策につきましては、関係の皆様のご意見をお聞きしながら検討をしていきたいというふうに考えております。

その上で、今後の見通しでありますけれども、62ページの上のほうであります。

水色の点線が親魚の資源量、青いブルーの濃い線が加入量となっております。親魚の資源量というのは、クロマグロの場合は3歳から成熟をしていきますので、これの増減というよりは、どちらかというと、濃い青い実線の折れ線の加入量です。毎年生まれているものの、増減にどうも漁獲量は影響するのではないかと考えております。この緑色とか青の棒グラフが漁獲量になっているんですけれども、加入の折れ線が上に延びた2年後ぐらい、1、2年後にこの漁獲量も伸びておりますので、恐らく加入にほぼ影響されております。

としますと、緑色の実線の小窓の中、加入量モニタリング速報というところがありますけれども、水研機構さんの予報によりますと、2014年が悪かったんですけれども、2015年、2016年、そして2017年もお聞きしておりますけれども、3期連続上向きというふうに聞いております。

そうしますと、皆さん方の肌感覚でいきますところの、なぜこんなに目の前にマグロはいるのに、国際の資源評価ではまだ低水準といいますか資源量が悪いのかというのはこの部分になってくるんですけれども、国際的には3歳以上にならないと親魚資源量としてはカウントされませんので、皆さん方の目の前にいる加入している今年の部分というのは非常にたくさんいるんですが、そこは国際的に見るとまだ資源量になっていない。このタイムラグは非常にこの管理というのを難しくしている部分でありますけれども、ここで差が出ているので、この部分で何とかここ数年我慢いただいて親魚資源量を元に戻して国際約束を達成していきたい。これを模式的に表したのが62ページの下のほうであります。

それぞれ毎年の加入状況と、それぞれ行く末を赤信号、青信号、黄色信号で示したものですけれども、2015年、2016年、2017年のあたりは、どの0歳、1歳、2歳も青い信号になっていきますので、今後恐らく目の前の肌感覚としては、クロマグロはいる、という状況になるかと思っておりますけれども、何とかここを我慢していかなければいけないという状況になっております。

63ページの上のほうで、TACの導入についてでございます。

TACに関しましては、資源管理法の政令を改正いたしまして、閣議決定いただきまし

て、4月にクロマグロをTAC魚種に追加しております。あとは12月までに水産政策審議会の意見を聞きまして、基本計画を作成していきたいと思っております。

それから、各都道府県におかれましては、来期の7月からの管理期間に合わせたいと思っておりますので、それまでに都道府県の管理計画というのを海区漁業調整委員会のご意見をお伺いしながらつくっていくという形になっております。

当面のスケジュールは、今申し上げたような格好で進んでいくという形でございます。

私のほうからは以上でございます。

○橋本会長 ありがとうございます。ただいま事務局のほうから太平洋クロマグロの管理について、例えば今年のWCPFC北小委員会において、自動的に漁獲枠が設定される漁獲管理ルールというものも検討されて、資源の回復確率が一定以上に保たれている間は増枠が可能で、逆に回復確率が一定以下に下がる。自動的に今よりも厳しい措置が課せられる。ただ、今現在やっている小型マグロの管理措置、そういった第3管理期間に入っているわけですが、そういった管理措置の実行状況によっては、こういった新しく検討されているような方向、検討が無に帰す場合もあるということでございます。

今の事務局からの説明に対して、何かご意見あるいはご質問、そういったものはございませんでしょうか。

○濱野委員 素朴な質問なんですけれども、少なくとも国連公海漁業協定の発効が2001年なんですよ、2001年12月に発効された。そして、その条約締結国が81カ国、このうちこれに関する太平洋クロマグロ、太平洋まぐろ類委員会、これに条約締結している国は26カ国あるんです。そのうちの今年開かれた9月1日までの韓国の釜山で開かれた評議員会ですけれども、これに8カ国より出席していないんですよ。したがって、この26あるうちの8カ国がこういう締結をして、あとの18カ国はどうなっているんですか。欠席しているんですよ。そういった中で、小国の中で、たかだか8カ国の中でこういったことを決めて、しかも、日本がこういうような、言ってみれば、資源回復のために努めようとしても、果たしてそれは守られるものなのですか、この辺についてどうなのでしょう。

○久保寺室長 ありがとうございます。仕組みとして、WCPFCというのがありますよね、30カ国弱の加盟国がある。8月にやったのは、北側の日本を含む北側のエリアのルールを決めるところで、これは例えば日本ですとか北側の国が中心になって加盟しております。要するに、地域を代表するということで加盟国、参加国の数を逆に言うと絞ってきちんと議論するような形になっていますので、むしろ我々日本としては、北太平洋に面している国々だけで具体的な議論をするという意味では、逆に言うと、余りほかの地域が入ってこないというのは議論しやすいという環境なんですね、それが北小委員会の役割です。したがって、北小委員会ではそのエリアの議論をしますので、これはきちんとエリアで囲まれた国が入って議論をして、それを今度また12月に全体会でオーソライズするという流れですので、むしろ、例えば南太平洋の諸国というのは日本の周りのクロマグロの管理というのは直接関係しない部分もございますので、役割分担をして議論をして、それを本委員会に提供するという、そういう格好になっていますので、むしろ少人数のほうが議論しやすいという形になろうかと思えます。

○濱野委員 その議論が徹底して、これが全体に波及するのであればいいんですけれども、これはそうはなかなかいないような感じがするんですよ、今の中西部太平洋まぐろ類委員会、それと大西洋まぐろ類保存国際委員会、それにインド洋まぐろ委員会、これ

は全体のまぐろの関連した条約加盟国を見まして、この81カ国の中のごく一部なんですよね、部門部門で分かりますけれども、魚種別に分かりますけれども。そういった部分で、どうも全体的に資源の再生ができるのかどうかという、私、素朴な考えなんですけれども、そういうふうに思うんですけれども、この辺どうなのでしょうね。

○事務局（竹越） 参考資料の64ページに、太平洋クロマグロの国別漁獲状況というので、今、濱野委員がおっしゃったWCPFCの北委員会の加盟国、あるいはもう一つのほうの熱帯のほうのメキシコの入っている委員会なども全て入っておりますので、クロマグロというのは日本、韓国、台湾、メキシコ、アメリカという形で全ての関係国が机にのって、我々も同じ条件で半減という形で、メキシコは2年でトータル管理という形ですけれども実質的には半減という形でやっておりますので、基本的には今、室長おっしゃったとおり全て網羅しているというふうに考えています。

あと、WCPFCは24カ国プラスだったというふうに記憶しておりますので、その中で北委員会は、今ホームページを見ていると、10ぐらいのメンバーになっておりますので、そうして考えますと、9というとはほとんど出席しているんじゃないか。今、担当の国際課はおりませんけれども、今回の北委員会のうちのホームページのプレスを読む限りはそういうふうに考えています。ですから、実際みんな机にはついている、テーブルにはついております。

○濱野委員 私もこれ、言ってみれば、この国連公海漁業協定、これらを引っ張ってこの中身を見たんですけれども、実際果たしてこれで本当にクロマグロが回復するのかどうかという、そういう素朴な疑問を持ったものですから。

それと、いろいろと定置漁業の仕組みとして、現状としては、本業であるブリであったりサケであったり、あるいはサバであったりという複合的な漁業を営んで初めて全体を網羅して採算に合っている、経営が維持できているというそういう状況の中で、どうなのでしょうね、本当に資源回復を考えるとするのであれば、やはり国なり都道府県なり、そういった公的な機関の漁業補償、休業補償、あるいは漁網の改造、こういった部分というのは考えるわけにはいかないのでしょうか。それなくして私は絶対無理だと思うんですよ。マグロというのはご存じのとおりミズタモであれば、海に還元しても生きますよ。だけど、従来の網で、従来のたもでこれをすくって放したって、瞬間は生きているように見えますけれども、間もなく死にますよ。私、まぐろ漁業40年やっていますけれども、少なくともそういうふうな調査のための魚も供給したことがありますけれども、少なくとも人間の手で触ったら駄目なんです。まず止まったら死んでしまうという、そういう性質の魚ですから、この辺よほど、資源造成をするとすれば、国が肝入りでこれを支援するというようなことでなかったら、私は無理だと思うんですよ。この辺、どうなのでしょうね。

○事務局（竹越） お手元の資料の70ページで、今、濱野委員がおっしゃっていた定置の技術開発ということで、我々は平成29年度3,000万円ということで、抑制対策のいわゆる技術開発をさせていただいております。ただ、これは私もいろいろなところでご説明するんですけれども、やはり定置網っていろいろな業者さんが先祖代々のものを改良しながらやっていらっしゃいますから、この事例が全てに当てはまるかというのはあるんですけれども、例えばここで載せているのは、これは岩手の例か、あるいは青森の深浦の事例という形になりますけれども、ここでありますブリとマグロの遊泳層が違うということがはっきりと科学データで出ておりますので、この遊泳層の違いを使って逃がすもの、いわゆる

逃避口というものをつくって、1.8と1.8の魚捕部に逃避口をつけて、こういった改良をする。ただ、これが例えば北海道の大敷のような大きいものにそのまま当てはめるかというと、それはまた違うんだとは思いますが、ただいろいろな事例があって、例えば長崎県であれば、長崎の場合は余り大きい定置ではないので、五島のほうなんかではガワを一部、水揚げするときに下げて、上のほうの表層のほうに泳いでいるマグロを逃がしたり、それぞれのやり方はございます。ただ、委員のように、そんなのできないという感じのお考えの方もいらっしゃるし、地道にやるしかないという方もいらっしゃいます。ただ、我々としては、定置であってもやれるところまでは何とかお願いしたい。我々ももちろん定置で完璧にできるというのは全然思っていないで、漁船の方であれば、例えばほかのものを求めに操業に出るとかいろいろなことができるんですけども、定置の場合はなかなか受け身で待っているという宿命みたいなところがあるので、我々も100%というのは無理だというのは分かっていますけれども、ただ、そうはいつでもここまで全国的に取り組んでいただく管理ですので、そういった意味では、やれる部分はしっかり我々も後押しというのは考えていきますので、何とか皆さんの定置でできるものというのをお考えいただきたいというふうに思います。

○中課長 すみません、管理課長の中でございます。一言、今の休漁補償等を含めた国からの支援というものがなければ、なかなか実際の定置における管理というのは進まないんじゃないか、という点についてコメントさせていただきます。

基本的に、クロマグロの資源管理は誰のためにやっているのかと云ったら、漁業者のため、漁業者が将来、資源というものを増やして、それを獲ってみんなで儲けていこうじゃないかという観点からやっているものということで、休漁補償等、我々も今、国としてきちんと検討して、どう対処すべきかということ、財務省等とも議論しているところではございますが、これはそんな簡単な話ではないというところです。基本的には、国民全体の目線から言えば、これ、誰のためにやっているのと言ったら、漁業者のためです。日本の食文化を守るという部分もありますけれども、やっぱり基本的には漁業者が自分たちの資源というものを守るというふうなためにやっている。そういうものに対して、国が国民の税金というのをどこまで使えるのかというところは基本的にはなかなか、何でもいから出すというふうなわけにはならないと思っております。

しかしながら、国全体としてこうやって取り組んでいく中で、一生懸命頑張っている人もいれば、多少努力の程度が足りないような人もいるような中で、そういうものを調整するような部分も含めて、国として何らかの形でご支援する。先ほどの技術開発であったり、あるいは日々の努力、本当に自分たちというのは将来的に別にクロマグロを獲るつもりはないよと、我々の主要な漁業というのは別のところにあるんだけど、たまたまこういう国際ルールというものがあって、それに対して国全体として協力しなきゃならないんだから、漁業者としてそれは協力しなきゃならないよねというふうに取り組んでいただいている方とか、そういう方に対して何らかの形で国としてご支援しなきゃならないという部分はあると思うんですけども、そういったいろいろな関わり方というのを見ながら、国の税金を投入していかなきゃならない部分というのは議論していかなきゃならないというところはあると思います。

だから、そういう意味で、なかなか簡単に、自分たちは協力しているんだから、お金をもらって当然でしょうというふうなものに簡単に出すということはないにしろ、ただ、国

としてやれることというのは精いっぱいやっていきたいというふうに考える。それでもって日本全体として、このプロジェクトというのを成功に導いて、結局将来、日本の漁業者にとってクロマグロというのを財産として守っていくというふうなスタンスで取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○濱野委員 よろしいですか。構想なり思いは十分理解します。ただ、今、我々は今日獲ってきて明日を生きるんですよ。そういう厳しい漁業環境の中で漁業をしている。

それと、やはり少なからずとも資源を増やすということは私も基本的には大事なことでないという、その認識は持っています。ただ、果たしてその資源が回復するまでに本当に2年、3年の我慢で済むのであればいいですよ、まだ持ちこたえます。ただ、それが10年だ、15年だというふうになったら、先が見えないそういうものに期待をかけられるかという、そういうことなんですよ。まずは明日を生きるために今日の漁業をしているという、その現状をよく理解していただきたいなというふうに思います。

それと、私、この大型定置漁業をやったのは32歳の年です。かれこれ42年からこの大型定置漁業をやっているんですけども、当時は大体クロマグロだけでも320トンぐらい私の網で獲ったものです。金額にして、今から40年以上前に4億ですよ。今の金額に換算したら大体12、3億の水揚げをしたんですよ。それが、平成5年の南西沖地震以来、海がどう変わったの分かりませんが、クロマグロは一切来なくなりました。それで、大型定置だけでは駄目だなということでいろいろな定置もしました。小さい定置も底網もしました。そういった中で、大型定置で改良を加えたのは、まず完全に逃がさない網をつくろうやということで改良したのが、要するに、クロマグロを阻止する形の定置網、たまり網。大きい網を持っていますよ。要するに、大型定置で本当のマグロだけを獲るという網。これ、大体60間といいますと90メートルですよ、幅が90メートル。それに大体長さが、たまりですよ、これが150メートルの、そういう大きい網も今2カ統ぐらい持っています。今それは使っていません。幸いにして、今このクロマグロのこういう管理漁業に変わってきた、それを契機に、じゃ、これを全部改良しようやというようなことで、そういうことでマグロをやめてブリとサケ、それとサクラマス、これ狙いの網を今使っているんです。

というのは、あなた方、技術的にどうだこうだ言っているけど、全く愚の骨頂、今言った図面で示したのは。こんなものでマグロの対応をするなんてもってのほかだ。もうちょっと浜へ来て、私はいつも言いますが、浜がどういう努力をしてそういった部分の対応をしているかということをよく見なさい。ブリは暗くても入ってきますよ。だけど、マグロというのは暗いところじゃ絶対入ってきませんよ。その証拠に、金庫網には落ちませんでしょう、そういう網を何で奨励しないのか。そして、そういった部分の改良する網というのは結構高いんですよ。それをつくろうとすれば、やはり少なくとも、片溜つくるだけでも4,000万ぐらいするんです。私、去年1つつくりましたけれども。一昨年も1つつくりました。2年かかったら約1億近い金とその投資としてかかっているんですよ。こういうような時代が来るだろう。そして、その実績のあるところは、ややもすると網上げを強行されるだろう。そういうことで、うちの船頭は随分反対しましたよ。だけど、時代がそうだとということで、そういう巨費を投じて今そういった網をつくってやっているんですよ。少しは浜に下がって勉強しなさい。特にあなた若いんだから。

以上です。

○橋本会長 ありがとうございます。多少時間が押しているようでございますが、太平

洋クロマグロの管理についてはいろいろな点の問題が現状として生じてきているというのをご認識いただいた上で、ほかにご意見等はございませんですか。

○清野委員 今、南かやべの話があったんですけれども、研究している者として、南茅部の定置の方々とかその近隣の方々は本当に水産業を支えてきた、本当に優良漁業の担い手であったと思います。私も思うに、水産政策というか漁村の経済であるとか、そういう状況に至ってしまった経緯をもうちょっと幅広く研究していただけないでしょうか。それまでに至る不安感の継続が、不漁が続くとか、マグロだけじゃなくいろいろなものが獲れなくなっている中で、地域の雇用が維持できないとか、ほんとずっとそういう中に置かれてきたと思います。

前回、上対馬漁協の話もあったときに、どうして頑張っているところがこうなっちゃうのかなというのを考えてみると、やっぱり地域不安の中での心理的な状況でそういうことが起きてしまうんだと思います。ですから、水産政策で今の経済とか、あるいはいろいろな漁業の多面的機能とか、地域全体に産業連関構造とか、そういう社会経済も調べられていると思いますので、ぜひそういった地域の漁村の不安というのが何に起因するのかというのでも解明していただいて、それに対応するような補償策というのをお願いできればと思います。

先ほど課長さんのほうから漁業補償の話がありました。さまざまな漁業補償という制度が戦後つくられてきた中で、どうしても透明性がないものが過去に多かったということもあると思います。それから、現場も補償がなかなかこれじゃなくとも思うようなメニューだったりすることもあったと思うのです。今後やっぱり水産業の問題を国民全体の問題として捉えることが必要です。いわゆる補償というふうに見えるようなものに関しては、漁村が日本に存在することとか、漁業者が日本にいるということは何なのかということの、本当の正念場だと思いますので、ぜひそれを国民全体として受け止めていただけるように思っております。

ですから、もはや漁業者の問題じゃなく、田舎が崩壊に至るプロセスに入るかどうかというところなので、漁業者だけに任せて漁村や漁業支援のことを考えてもらうのじゃなく、もっと地域政策として受け止めるべきということだと思いますので、そのあたりのをお願いできたらと思います。

以上です。

○橋本会長 ありがとうございます。マグロの資源管理という狭い世界だけに目をやることなく関係する漁村の地域の社会的な問題も含めた、経済的な問題も含めた総合的な視点を持った対応をしてほしいと、こういうことであつたと思います。

ほかになにかご意見はございますか。

○安成委員 今の清野さんのお考えに一言だけ付け加えたいと思います。資源管理が、今、構造改革の中でも非常に取り上げられているし、それをきちんとやらないと国際協定に反するというような、そういう縛りの中ではありますけれども、その環境の中で資源管理に関する相当な予算がつけられると聞きます。なので、資源管理に協力するという意味で、いろいろな予算の工夫ができると思います。保険を前倒しでもらえるような格好での予算のつけ方などの工夫もあると思います。予算に反映して、漁業者の協力を得られるような格好にできればと思いますので、よろしくお願いします。

○橋本会長 ありがとうございます。

今、安成委員からは予算の関係の話もございました。次の議題で、来年度の資源管理関係予算についての説明の議題になってございますが、そちらの議題に移ってよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

○橋本会長 それでは、議題（３）でございます。平成30年度の資源管理、これは今、概算要求中でございますが、資源管理関係予算について事務局よりご説明願います。

○久保寺室長 説明させていただきます。

資料３、73ページをごらんください。資源評価、それから管理の関係の予算でございます。

今年の予算要求の目玉としては、資源評価の経費、これを主軸に置いて要求をさせていただいております。

ご案内のとおり、この会議でもいろいろ出ましたけれども、資源の動向をきちんと評価するというのがまず第一歩ですので、それに必要な予算を増額の要求をするということでございます。

例えば資源が減ってしまっているスルメイカとか、あるいは資源が増えているブリ、これがどういう変化でどういうふうに変えたり減ったりしているのかという、その中身の調査というのも予算を計上して取り組まなければいけません。こういうものを予算要求をさせていただいております。

それから、公海部分の資源評価がございます。

それからおめくりいただきまして、３点目はネットワーク事業ですが、これは得られたデータベースをいかに活用するかという予算でございます。

４番、５番は、今度は管理のほうでして、国際的な管理をするための実証的な経費、これは４番でございます。これはサンマも含まれております。

５番についてはクロマグロがメインですけれども、ＴＡＣ魚種の管理に必要な経費ということで要求をさせていただいております。

まだ財務当局と折衝中でございますので、年末にまた決定をさせていただいた段階で公表させていただくということでございます。

以上です。

○橋本会長 ありがとうございます。ただいま、来年度予算については要求中ということで、また年末に決定して以降、情報提供があるというふうに思います。

今の予算関係について何かご質問はございますか。

それでは、ないようですので、議題（４）のその他で幾つか情報提供が水産庁のほうからあるというふうに聞いております。

最後の議題（４）その他でございます。３点ほど水産庁のほうから情報提供をお願いしたいと思いますが、１点目は規制改革会議の動向、２点目はフロンティア漁場整備事業について、３点目が大和堆周辺の水域における外国漁船への対応状況、この３点について水産庁からまずご説明をいただき、その後、皆様方から当委員会に関係するご意見等ございましたら発言をお願いしたいというふうに思います。

それでは最初に、水産庁企画課の藤田課長から、資料４に基づきまして規制改革会議に関する話題提供をお願いいたします。

○藤田課長 企画課長の藤田でございます。手短にご説明申し上げます。

資料４をごらんください。

既にマスコミのほうで流れておりますので、お耳には届いていると思いますけれども、まず、規制改革会議との関連で位置づけをご説明しますと、77ページにございますように、先だって策定しました水産基本計画には、一番最後の部分に、「数量管理等による資源管理の充実や漁業の成長産業化等を強力に進めるために必要な施策について、関係法律の見直しを含め、引き続き検討を行う。」ということがございます。

この同様の内容が、未来投資戦略ですとか経済財政運営と改革の基本方針、さらには規制改革実施計画というところに位置づけをされてございます。

規制改革実施計画の中では、検討を進める所管府省は当然農林水産省ということで、実施時期は、29年に検討を開始して30年に結論を得て、結論を得次第、速やかに措置ということになっております。

では、規制改革推進会議のメンバーはどうかというのが78ページになっておりまして、もしかすると皆様ご存じの方が専門委員とかで入っておられるのではないかというふうに思います。

これまでの検討状況でございますけど、79ページにございますように、第1回目、9月20日から始まりまして、先だつての11月24日、第7回まで行われておりまして、第1回目に水産庁の長官のほうから水産業の現状と課題についてということで説明をし、その後、全漁連さんだったり水研機構、関連の漁業者、流通関係者という形でヒアリングが行われてございます。

それで、マスコミに流れている情報というのは、第7回に検討状況はどうなっていますかといって水産庁長官から説明した紙の内容が流れているということでございます。

その前に、次のページでございますが、80ページにございますように、第1回目の水産ワーキング・グループにおきまして、水産ワーキング・グループとしての主な審議事項ということで3点挙がっておりまして、先だつての17日には、81ページになりますが、議論の整理ということで、これまでに出了た議論を、こんな形で出ていますよということでまとめておられるということでございます。

我々のほうはといいますと、84ページをごらんください。84ページに、その検討状況をということでございますので、「水産政策の改革の方向性」ということで、先方の主要な3点の審議事項に応じた形で説明をしております。

1番は、成長産業化に向けた水産資源管理ということで、漁業の基礎が水産資源の源である、これを適切に管理することが必須だということですから、先ほどから出ておりますけれども、いろいろ資源管理というものをちゃんと科学的・効果的な評価方法とするということでございますし、そういった意味で、そういう国際水準の資源評価を実施する。その成果を活用して、我が国周辺水域の外国との関係も含めて適切な資源管理等のために協議を進めるということ。

基本計画にも書いてありますが、アウトプット・コントロール、主要な資源については、漁獲量そのものをコントロールするというものを基本に、これまでやってきましたインプット・コントロール、テクニカル・コントロールを組み合わせる。アウトプット・コントロールにつきましては、漁業の実態を踏まえながら、可能な限りIQ方式も活用していくということを示しております。

栽培漁業につきましても、資源管理上、効果のあるものを見極めた上で重点化するとい

うこととでございます。

2番の水産物の流通構造につきましては、世界的には水産物需要が高まっているということで、一方で、我が国の人口はそんなに増えるという見込みはないわけですから、いかに成長産業化を図るかという意味では、輸出というものも視野に入れた形でやっていきたいと思いますということとでございます。

そういった意味で、品質・衛生管理とか新しい技術をいかに活用するか、さらには、トレーサビリティみたいなものを充実させましょうということとお示しをしております。

85ページをごらんください。

3番の漁業の成長産業化と漁業者の所得向上に向けた担い手の確保や投資の充実のための環境整備ということとございまして、1つ目の丸につきましては、遠洋・沖合漁業につきまして、国際競争力の強化につながる漁業許可制度とするということとございますけれども、これは当然、一番最初にありました資源管理を前提としたものでございまして、資源管理を適切に実施して、IQみたいなものが割り当てられたということであれば、今まで漁獲量で規制がなかった段階でトン数とか隻数を規制したインプット・コントロール、これは見直す部分もあるのではないかなというふうなことでございます。

当然、漁業許可を受けた者には、ちゃんと透明性の高い操業ということで、資源管理の状況とかを報告していただく。

漁業許可については、今でも漁船の使用権を通じて新規参入ができるわけですが、そういう新規参入が進みやすい仕組みというのもし引き続き検討したいというふうに考えております。

次に、2つ目の丸の養殖・沿岸漁業につきましては、我が国水域を有効かつ効率的に活用できる仕組みとするということとございまして、特に養殖につきましては、国際競争力につながる新技術の導入や投資が円滑に行われるように留意して検討を進めたいということとでございます。

1つ目のポツですが、都道府県の漁場計画の策定プロセスは、参入希望者を初め関係者の意見を幅広く聴取するということで、透明性を向上させるというふうなことを考えてございます。

その透明性の確保、生産性の向上という観点からも、2つ目のポツにありますように、漁業権の利用状況ですとか生産データ等の報告とか、そういう免許を受けた者が本来果たすべき責務というものがあるはずなので、そういったものは明確化していきましょうと。

さらに3つ目のポツで、水域を適切かつ有効に活用している者が漁場利用を継続できるということを基本といたしまして、有効活用されていない水域については、新規参入が進みやすい仕組みを検討するということとでございます。

4つ目にありますように、沿岸漁場の管理は、都道府県の責務とした上で、都道府県が漁協等に委ねることができる仕組みとするというふうなことを明確化しようとして。

漁業活動を支えております沿岸漁場環境につきましては、適切に保存管理していくということで、既に漁協さんで実際には藻場・干潟の管理とか密漁とか赤潮の管理、監視ですか、そういったものを実施しておりますので、そういったものをちゃんと位置づけを明確化しようということとでございます。

最後の丸になりますが、漁協につきましては、よく農協改革と比較されますけれども、実際にはいろいろ特徴が違っております。信用事業に対するウエートとか、あと沿岸の産

地市場を持っておられる漁協であれば、やはり市場の手数料みたいなものがいかに重要かということとかなり違っておりますし、組合員の資格の部分も違っておりますので、そういったことを踏まえた上で漁協の役割が適切に発揮されるように、この改革の方向性に合わせて見直しを検討してまいりたいということでございます。

これにつきまして、先だって規制改革推進会議のほうで説明をいたしましたし、今後、今日はまだチェックをしていませんけれども、規制改革推進会議の資料とか議事録につきましては、少し遅れた形でホームページにアップされる形になっておりますので、そこでご確認いただければというふうに思います。

以上でございます。

○橋本会長 ありがとうございます。ただいま藤田企画課長さんのほうから、現在行われている規制改革推進会議の検討状況、水産庁の対応方針等の説明をいただきました。

ただいまの説明について、何か分からない点とか質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、2つ目の報告でございますが、水産庁整備課の三上上席漁港漁場専門官さんのほうから、資料5に基づいてフロンティア漁場整備事業の概要に関する話題提供でございます。三上さん、よろしくお願いいたします。

○三上上席漁港漁場専門官 整備課上席漁港漁場専門官の三上でございます。

私のほうからは、資料5、87ページの図にあります国が直接漁場整備を行うフロンティア漁場整備事業についてご報告いたします。

今回のご報告事項は、平成19年度に策定しました、①番の緑の該当する日本海西部地区における計画について、平成29年10月4日時点で軽微な変更を行いましたので、その内容を報告するものでございます。

フロンティア漁場整備事業は、87ページの概要にありますように、要件として排他的経済水域、対象魚種としてはTAC、TAEの魚種、さらに、保護措置が講じられるものを対象として国が漁場整備を実施しているものです。本年2月にこちらのほうでご説明しましたが、③番の対馬海峡地区、④番の大隅海峡地区の2地区を本年度から新規で追加して、合計4地区で整備を行っているところでございます。

なお、この※印にあります長崎の五島西方沖地区と②隠岐海峡地区の二つの丸のうちの左側、いわゆる西側のマウンド礁については、既に完成しているところでございます。

次のページをご覧ください。

このページが、今回報告する日本海西部地区のアカガレイ・ズワイガニを対象にした保護育成礁の整備の概要でございます。

下のほうにありますようなブロックや鋼製魚礁を配置して、その中でアカガレイ、ズワイガニを保護しようというものでございます。全部で32カ所で整備を進めており、この赤と黒で色分けをしていますが、黒の印の20カ所については、現在完成しております。赤の12群について現在整備中、あるいはこれから整備するものでございます。

その次のページをごらんください。これがいわゆる今回の軽微な変更の概要でございます。

具体的には、整備のために現地調査をいろいろ行っておりまして、深淺測量とかそういう調査をした結果、ピンクの枠で囲ってあります但馬沖漁場の第4保護育成礁、それから上のほうにあります隠岐北方漁場の第10保護育成礁において、非常に急な崖とか斜面があ

りまして、そこだと保護育成礁を安定的に設置できないということが判明しましたので、若干位置を移動するものでございます。上のほうに変更前と変更後で北緯と東経と緯度・経度を示しておりますけれども、このように赤の枠で示した変更後に位置を若干移動するものでございます。距離で言いますと、但馬沖であれば約2.4キロ、隠岐北方であれば約1.5キロほどずらすことでございます。

以上が、今回報告します軽微な変更の内容でございます。この変更内容につきましては、既に関係する漁業関係者とお話をして、説明して了承いただいております、10月4日付で関係する兵庫県、鳥取県、島根県に通知しており、水産庁のホームページにも公表しているところでございます。

以上が、今回、私が話題提供として説明する報告案件でございます。

以上でございます。

○橋本会長 ありがとうございます。フロンティア漁場整備事業の軽微な変更ということで、設置効果を高めるために若干の位置の修正を新規漁場について行っているということでございます。

ただいまの説明については、関係する部会のほうでも情報提供いただいておりますので、何かご質問やご意見等ございますでしょうか。

○川越委員 兵庫の川越でございます。

いつもこの件について同じことを何度も言う、執拗に言うわけですが、今回の追加の部分、32カ所のうち11カ所追加の部分については、本当に首を縦に振らなかった水産庁が首を縦に振って漁業者の要望を聞いたということで、非常に私どもはそこについては評価をしているわけですが、つくりましただけではおもしろくない。当然、我々も資源管理という言葉はもう常套句であって、それにTACということで数量管理されているというところを鑑みたときに、つくるだけではなくて、いつも言っているとおり、その育成効果、育成礁の中の解明。当然予算もいろいろついているわけでしょう、資源評価の予算もついているわけですから。そういうものを精度の高いものを出していただいて漁業者のほうに提供していただきたい。でなければ、なかなかそういう漁業者の現場の資源管理意識が高まらないと、我々にしても、指導する立場においてそれはできないから、そこらを合わせてつくるだけではなしに、いつも言っていることでございます。何度も般若心経みたいに言っていますけど、そこらの点を整備課さん、よろしくお願いします。

○橋本会長 ありがとうございます。保護育成礁の造成についても、大変多額の金額が投入されておりますので、それをつくった後の効果の実証というのについても心を置いてやってほしいと、こういうお話だったと思います。

それでは、フロンティア漁場整備事業についてはよろしいですか。

それでは、3点目の水産庁からの情報提供ですが、続きまして、管理課指導監督室の廣野室長から、資料6、一番最後の資料でございますが、これに基づき日本海大和堆周辺水域における外国漁船への取り締まり上の対応状況についての話題提供でございます。廣野室長、よろしくお願いいたします。

○廣野室長 水産庁指導監督室の廣野と申します。よろしくお願いいたします。

最後のページ、資料6をごらんください。

日本海の大和堆周辺は、皆さんご存じのとおりイカやカニなどの好漁場ということでございますが、その周辺で北朝鮮、それから中国籍と見られる漁船が確認されておまして、

その中には違法操業、我が国排他的経済水域内で行っているのもいるという状況が生じてございます。

それに対し、水産庁の漁業取締船は、我が国漁業者の安全を確保するという観点から対応してきておりますが、さらに、今年7月以降、海上保安庁の巡視船も加わりまして、日本漁船が操業している海域を優先として、北朝鮮漁船等を退去させるように退去警告、それから放水措置を厳しく実施してきているという状況にございます。

その四角の下でございますが、その結果、状況ですけれども、7月以降の対応によって、8月中旬には一旦ほとんど確認されない状況になりました。ただ、9月中旬以降、再びこれまでの木造船に加えまして鉄の船も確認されるようになりましたが、連携して厳しい退去警告を実施してきているということでございます。

その状況でございますが、下に図をつけてございます。これ、注のほうを見ていただくと、小さくて恐縮ですけれども、これ、人工衛星から夜間の光を抽出しております。水色のラインが我が国水域の外縁線というか境界線でございます。その向こうにはかなりの点があるわけですが、こちらにはほぼ入れさせていないという状況を今つくってきておるということでございます。

直近の状況でございますが、11月20日前後ぐらいから、それまで中型イカ釣りの皆さん、北海道の西のほうで操業しておられましたが、大和堆のほうまで魚群を追って南下して来られまして、今、大和堆で50数隻操業されております。こういう状況の結果、周りに外国船がない中で操業できるという状況が今できていると思いますので、引き続きしっかり取り組んでいきたいと思っております。

ご紹介でした。以上です。

○志幸委員　しっかり頑張ってください。

○廣野室長　はい。

○橋本会長　ありがとうございました。指導監督室長のほうから、大和堆周辺水域における外国漁船への対応状況の説明をいただきました。

ただいまの説明について何か質問等があれば承りたいと思いますが、特段なければ、続きまして、皆様方から話題提供あるいはご意見、ご質問等、何かありましたら承りたいと思います。

○角田委員　青森の角田です。

私、若干お聞きしたいことは、マグロの承認の件ですけれども、先ほど、北海道の松前のさくら漁協さんのほうから、承認を得ずにマグロを釣ったということでお詫びのご挨拶をしておりましたけど、そのマグロの承認については、今現在、日本でもプレジャーボートとか遊漁船の数が莫大に増えているということは皆さんも、水産庁の方もよくご存じだと思います。それでは、このプレジャーボート船や遊漁船の方々に承認はどのように行っているのか、1点それを第1にお聞きいたしますので、よろしくお願いします。

○事務局（竹越）　事務局です。

承認船については、遊漁船業者の方、県の方針にもよるんですけれども、漁業者と遊漁船業者が表裏一体、漁業者でありながら遊漁船の方もいらっしゃるということで、そういう場合は、県によっては広調委の承認を取らせてやっているとお聞きしています。ただ、県によっては本当に遊漁船業だけの場合は取らないでというのも聞いておりますけれども、沿岸くろまぐろ漁業を営む者、動力船により営む者に対して広調委の承認が必要だという

ことであります。ただ、今これだけマグロが、目も厳しくなってきましたと、いわゆる混獲であったり、遊漁船の方でもあるいは漁業者にふとかわっている場合もありますから、こういった場合にグレーゾーンになって疑われる面があるという場合は、承認証を取られることはおすすめします。ただ、承認証はご存じのとおり新規発給はしておりませんので、やめられる方から譲ってもらうという形になろうかと思います。プレジャーの方は対象とはならないと思います。

○角田委員 皆さん立派な話をするんですけれども、中身については全く我々漁業者が納得できないような対応をとっておりますね。そうすれば、仮に今、みんな魚釣りは動力船だよね、朝鮮の船と違うんだから、みんな立派なエンジンがついております。だから、それはブリも釣るしマグロも釣りますと言って承認を受けているのか受けていないのか。そうすると、そういう人には目をつぶって、今北海道の松前のさくら漁協さんが承認を得ずにマグロを釣ったと。さも何か、承認がないから悪いんだ、法的に悪いなら、では、遊漁船はどうですかと私はお聞きしているんです。その点をもう少し水産庁あたりもどっしり腰を下ろして、ちゃんと承認制を重視するべきだと私は思っています。

以上です。

○橋本会長 ありがとうございます。

○事務局（竹越） 現地の説明会で、やっぱり本業の漁業者がこれだけ一生懸命やっている中で、遊漁者の方が目の前で釣るということかと思っておりますので、まずは遊漁の方である、これからTACになっていきますけれども、資源管理法上の対象としては現地説明会でもご説明しているんですけれども、TACでは遊漁者も対象となりますので、今までどおり本業の漁師さんと同じように操業自粛がある、あるいは停止命令になるのであれば、それは同じように止まっていただくということ。

それから、広調委のほかに海区委の委員会指示もございますので、こういった中で遊漁の関係も、特にプレジャーボートの関係も漁業者の足並みと揃えられるように、そういったものを一緒に組み合わせながら対応していきたいと思っております。

○角田委員 それはそういうふうに嚴重に注意してください。以上です。

○事務局（竹越） はい。

○橋本会長 ありがとうございます。

○志幸委員

石川県の志幸といいますけど、これまで広域委員会の中で決めてきたこと、私たちが、いつもいろいろ議論しておること、特に資源管理をいかに進めてきたかを皆さんに理解していただきたいと思って発言させていただきます。

先ず、北朝鮮の問題については、皆さんご存じのとおり、石川県の県漁協並びに行政、国会議員が大挙して長谷長官のところへ行ったり、いろいろな国会議員のところに行ったりと、全国版でも新聞紙上をにぎわせてお騒がせしております。

今日、説明を受けました水産改革の方向性、これについて私たち広域委員会では、もう2年も3年も前から、この資源管理の問題とか流通問題について協議しているんですよ。私は委員会の中で一番古いものですから、いつもいろいろ言っているんです。

それで、私たちがこの会でまとめてきたことを皆さんに理解していただきたいと思うんですよ。北朝鮮の問題もさることながら、私はこのままでいくと、日本の資源が枯渇するのではないかと、今、思っているんですよ。太平洋のサンマでもそうだと思います。それ

から日本海の中のアジ、サバ、ベニズワイでもそうなると思います。これまで、私もずっと大和礁から太平洋のところで商売しておったんですけど、そういう中で、サンマ漁もやりました、10年ばかりやりましたけど、今年のサンマ、皆さん、店頭で並んでいるサンマはどういうサンマか見ましたか。私が見た大きなサンマで尻尾の黄色いやつは恐らく見たことないと思うんですが。今年のやせたサンマ。あれはなぜかという、やっぱり資源の枯渇ですよ。やっぱり乱獲だと思うんです。今、イカの資源も今年は非常に低レベルになっています。

今、イカの漁場はやっと今38度ですか、北朝鮮がいなくなって、日本海のイカ漁業も38度、39度まで下がって来ましたが、今年は、普通よりもちょっと水温が早く低くなってるものですから、北朝鮮の船も南のほうへ来る。北朝鮮、あの船では今の日本海の海上模様ではおそらく対応できないんですよ。だからなくなったんじゃないかなと思うんですよ、水産庁の方々。海上模様がでなくなったんじゃないかと。でもこのままずっと監視を続けていってくださればいいなと思ってお願いします。

それと同時に、資源管理型漁業をもう少しきちっとやっていかんと、私は皆さん方にゴマするわけでも何でもありませんよ。私も昔はいろいろありましたが、日本沿岸で漁をするようになってからは、資源管理に頑張っています。正直言って、資源管理型を推進していかなきゃ若い漁業者が絶対増えないですから。昨日、私、川越さんの漁業者自らが資源管理をやらなければいけないという意見を聞いて、ああ、賛成、賛成と言ったみたいなものだね。

それともう一つは、水産庁のフロンティア事業についてですが、次の会議にはちゃんと漁獲の報告をしてください。魚礁を入れたから、川越さんの地区にカニが増えたということなので。

それから、五島列島についても、イカの資源が増えたとか、サバが増えたとかということで報告して下さればいいなと思うのですが、これを見たら全然書いていないので。そういうことで皆さん、資源管理型を石川県では推進していきますので、また皆さんのご指導をよろしくお願いしたいなと思っています。

以上です。

○橋本会長 志幸委員、大変ありがとうございました。委員会の結論を取りまとめられてしまったような気がします。

そろそろ皆様のご意見も出尽くしたというふうに思いますので、この辺で意見交換を終了したいと思います。

事務局におかれましては、本日いただいた貴重なそれぞれのご意見を参考にして、今後の広調委の委員会の運営に活用していただきたいというふうに思います。

それでは引き続き、次回の委員会の開催予定について事務局より説明いたします。

○事務局（竹越） 例年どおり、来年2月から3月ごろに委員会を開催したいと考えております。日時、場所等におきましては、会長及び委員の皆様のご都合をお聞きしながら追ってご連絡したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○橋本会長 ありがとうございます。次回の委員会は、例年どおり年が明けた来年の2月ないし3月ごろに予定されているとのことですのでございます。年度末にはなりますが、委員の皆様にはよろしくご予定のほうをお願いしたいと思います。

それでは、委員会各位あるいはご臨席の皆様におかれましては、議事進行へのご協力、

あるいは大変貴重なご意見をたくさんありがとうございました。

なお、冒頭お願いいたしました本委員会の議事録署名人につきましては、都道府県海区互選委員の福岡県の本田委員さん、それから農林水産大臣選任委員の濱田委員さん、このお二方には、後日、事務局から本日の委員会の議事録が送付されますので、署名をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、大変長時間ご苦勞さまでございました。

これをもちまして第30回日本海・九州西広域漁業調整委員会を閉会とさせていただきます。

どうも長時間ご苦勞さまでございました。

午後4時06分 閉会

以上は、審議内容と相違ないことを認め、署名押印する。

会 長

議事録署名人

議事録署名人